

2027 年度税制改正に対する意見

2026 年 9 月



はじめに

本年2月に、米国・イスラエルとイランによる軍事衝突が始まり、中東情勢の緊張が高まって以降、ナフサの供給不安やエネルギー価格の上昇が、わが国の経済活動や国民生活の広範囲に影響を及ぼすなど、物価高、世界経済の不確実性、地政学リスク等が顕在化している。また、少子高齢化による人口減少に加え、地方では東京圏への人材の流出により、労働力不足や地域経済の縮小が一層深刻化するなどの国内の構造的な課題も顕在化している。

さらに財政面では、社会保障関係費が歳出の約3分の1を占め、歳出が税収を上回るためその差を国債によって賄う状態が続いている。受益と負担のバランスや将来世代の税負担を考慮した公平・公正かつ、透明性の高い持続可能な社会保障制度の構築に向け、「持続可能な財政」の実現が求められる。

これらの課題を解決するためには、わが国企業が設備投資、人材投資、研究開発投資を積極的に行い、生産性向上や付加価値創出を実現することで稼ぐ力を高め「賃金と物価の好循環」を生む「成長型経済」への移行が必要である。

この流れを促進するためには、経済社会の諸制度を新たな時代に即して不断に見直す必要があり、税制は、その後押しをするとともに、社会保障制度を支える重要な役割を担っている。

本意見書では、まず、わが国の今後の税制のあり方について、税・財政・社会保障制度の一体改革に向けて整理したうえで、来年度税制改正に対する具体的な要望事項について、本会が昨年2月に公表した「中部圏ビジョン2050」を踏まえながら、4つの柱に沿って述べるとともに、その意見要旨と4つの重点要望項目を特掲している。

政策当局には、本提言の趣旨をご理解頂き、提言内容が今後の税制改正にできる限り多く反映され、効果的な政策運営に資するよう要望するものである。

2026 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会長
副会長
税制委員長

勝野 哲
杉浦 雅和

2027年度税制改正に対する意見 概要(1/2)

1. 税・財政・社会保障制度の一体改革に向けて

<現状>

- ・わが国経済は、緩やかに回復しているが、物価上昇と実質賃金が伸び悩むねじれた構造にあり、民間需要の拡大や賃金上昇は十分でなく、足元では、米国関税や中東情勢が企業業績、物価等へ与える影響が懸念
- ・経済対策としては、個人所得・消費課税の見直しなど足元の物価対策による需要喚起と危機管理投資、成長投資に向けた財政出動（租税特別措置含む）を通じた供給能力強化により経済成長を促し、中長期的な税収増を志向
- ・ただし、民間需要の伸び悩みは、上記に加え、増大する社会保障支出に伴う社会保険料の負担増加による現役世代の家計圧迫も大きな要因

→ 税・財政に社会保障を加えた一体改革が必要

(1) 基本的な考え方

- ① 受益と負担のバランス、担税力に応じた負担により、公正・公平で持続可能な税・社会保障制度を目指すべき P.6
個人所得税の減税に偏ることなく、所得・消費・資産への課税を適切に組み合わせるタックス・ミックスの考え方にに基づき抜本的な改革に取り組むべき
- ② 設備、人材、研究開発等への積極的な投資により企業の成長を実現させ、その果実（所得）の再分配を最適化することで財政健全化や需要拡大につなげ、さらなる経済成長へ導くべき P.4
租税特別措置については、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方にに基づき、政策効果を分析・検証したうえで、強い経済（政策）の実現に資するものについて維持・拡充を図るべき

(2) 社会保障国民会議での議論対象となる「2年間の消費減税と所得連動型給付導入」に関する課題と対応

<課題> ① 減税の影響・代替財源の確保 ② 公正・公平な負担と給付の実現

<対応の方向性>

- ① 食料品の2年間消費減税：消費税は年金や医療、介護などの社会保障を支える重要な安定財源
減税による財政への影響、所得再分配効果、中小企業等の会計レジ改修の負担・外食産業への影響等を総合的に検証すべき P.9
- ② 所得連動型給付：導入ありきの検討ではなく、財源とセットで議論すべき P.10

2. 産業の成長・新たな付加価値創出

(1) グローバルバリューチェーンの発展および地政学的、または経済的な不確実性の高まりへの対応

- ① 経済安全保障の観点および貿易立国としての収支改善に向けたサプライチェーンの再構築：生産拠点の国内回帰 P.13
（戦略分野をはじめとする産業の成長における政府と民間の役割分担のあり方・投資環境の整備、人材育成）
国内のものづくりの厚みを持たすべく、先端分野のみならずレガシー分野等においても企業が投資しやすいような支援の強化を
物価高を踏まえた償却資産の課税処理の見直し
- ② 生産性の向上、技術力の向上による産業の高付加価値化、競争力強化 P.20
産業の高付加価値化に向けた構造転換を加速
研究開発・イノベーションの促進：産学連携強化、研究開発人材の育成等
知的財産の保護・活用促進
DX・GX推進およびAI活用に向けた継続的な支援
- ③ 創業・事業再編を通じた産業の活性化、競争力の強化 P.25
- ④ 産業インフラの整備 P.25
産業用地の確保、市街地再開発を促す税制支援、省エネ・非化石転換を推進する設備投資支援
物流分野におけるモーダルシフト、CO₂排出量削減等の促進、水インフラの整備（上下水道、工業用水道）

危機管理投資・成長投資
（戦略17分野）
の政策動向

(2) 自動車関連税制等の見直し

- ① 動力源間の税負担の公平化の早期実現 P.32
- ② 軽油引取税の課税免除の特例措置の期限延長 P.33
- ③ 鉄道のバリアフリーを促進する既存税制の期限延長 P.34

(3) 国際課税

- ・ デジタル経済課税「第1の柱」の再検討にあたり、AIの進展を踏まえ経済の実態に合わせた見直しを求める P.34

2027年度税制改正に対する意見 概要(2/2)

3. 中部圏の産業・地域インフラの強化

(1) 自律的な地方財源に基づく地方自治の確立

- ① 都市・地方間での偏在性の小さな地方税体系の構築に向けて具体的な検討を加速すべき P.36
地方法人課税に係る財源の偏在是正、国から地方への財源移譲、地方税における法人課税から消費課税への移行
- ② 地域社会の会費的性質の地方税について、企業に偏る超過課税（法人住民税等への課税）を廃止すべき P.37
併せて、地方税における企業負担を軽減すべき：事業所税、法人事業税における外形標準課税の廃止等
- ③ 地方自治体への寄附税制の改善：使いやすい制度に整備し、多くの企業からの寄附や持続的な寄附活動につなげるべき

P.37

(2) 中部圏発の産業・技術で、地域を、日本を元気に

- ① 地域未来戦略に基づく戦略産業クラスター計画や地域産業クラスター計画と連携した地域産業への投資を促す
さらなる税制支援の検討（中部圏：航空・宇宙・防衛、半導体、水素・アンモニア等） P.37
- ② 地域の強みを生かした中部圏スタートアップ・エコシステムの発展に資する税制優遇を措置すべき P.40
- ③ 電気・ガス供給事業における企業負担を法人事業税の収入金課税の見直し P.44

(3) 地域経済・サプライチェーンを支える中堅・中小企業の経営支援

- ① 中堅・中小企業の成長支援、投資促進、財務基盤強化に資する税制支援の期限延長・拡充・要件緩和
生産性向上だけでなく、人手不足・老朽化対応など設備投資の目的に応じた要件を設定すべき P.45
- ② 中小企業の人材確保・育成に資する賃上げ促進税制の期限延長 P.46
- ③ 事業承継税制「特例措置」の期限到来後のあり方を検討すべき P.47

戦略産業クラスター計画や
地域産業クラスター計画の
政策動向

(4) 地域における生活・経済の持続性確保

- ① 地域経済を支える事業者支援：生活維持に必要なエッセンシャルサービスを提供する事業者を税制面から支援すべき
東京中心の画一的な支援ではなく地域の実情に応じた基準での支援も必要 P.49
- ② 土地関連税制・住宅関連税制の期限延長 P.51
- ③ その他（印紙税の廃止） P.51

4. 多様な人材の活躍

(1) 人手不足解消に向けた労働力確保・人材育成に対して税制面から支援すべき

- ① 若年層、外国人材における業務に必要な能力の取得・向上、中堅層以降におけるリスキリングを支援すべき P.53
- ② 多様な人材が活躍できる働き方を支援すべき：女性、シニア等におけるワークライフバランスをとれる働き方を支援 P.54
- ③ 外国ルーツの児童・生徒の就学・進学率向上に向けた日本語・学習教室の運営を支援する企業への税制面からの支援 P.56
- ④ 高度外国人材の確保：給与所得、株式報酬等に係る税制優遇措置、生活環境の整備を促す投資への税制支援も必要 P.58

(2) サプライチェーン上の企業に生産性向上に寄与する人材を派遣する場合の税制優遇を措置すべき P.59

5. リスク管理の強化

(1) 南海トラフ地震の被害想定の見直しを踏まえた企業の取り組みに対し税制支援を行うべき

- ① 企業の自主的防災・減災の取り組み強化 P.62
- ② 地域（インフラ含む）の防災・減災機能向上に資する支援 P.65
- ③ 支援制度の分かりやすい情報提供 P.66

(2) サイバーセキュリティ対策を実施する企業に対する支援を行うべき P.67

2027 年度税制改正への4つの重点要望項目

産業の成長・新たな付加価値創出

● 国内における危機管理投資・成長投資に資する、先端分野・レガシー分野を問わない投資を後押しする税制支援（P13～P18）

国内のものづくりの厚みを持たすべく、先端分野のみならずレガシー分野等においても企業が投資しやすいような支援の強化を求める

➤ 「大胆な投資促進税制」の拡充・要件緩和

レガシー分野に対応するため、投資下限額の引き下げ、ROI基準の緩和（更新投資も適用しやすい水準に）、建物等に対する税額控除率を機械装置等並みの水準へ引き上げ

➤ 「戦略分野国内生産促進税制」の期限延長・要件緩和

事業適応要件の認定基準（新規投資額や新規投資による生産数の増加量に関する要件など）の緩和

中部圏の産業・地域インフラの強化

● 地域未来戦略に基づく戦略産業クラスター計画や地域産業クラスター計画と連携した地域産業への投資を促すさらなる税制支援の検討（P37～P40）

中部圏においては航空・宇宙・防衛、半導体、水素・アンモニア等が候補として挙げられている補助金や助成金などによる直接的な支援に加え、設備投資額に応じた税額控除や特別償却など税制面からも企業の投資を後押しすることを求める

● 中堅・中小企業の成長支援、投資促進、財務基盤強化に資する税制支援の期限延長・拡充・要件緩和（P44～P50）

地域経済・サプライチェーンを支える中堅・中小企業が物価高や人手不足など厳しい経営環境に直面しており、経営支援が必要

➤ 中小企業の法人税率の軽減、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の期限延長・拡充・要件緩和 等

法人税率優遇の拡充、投資促進税制の適用基準額の引き下げ、経営強化税制・投資促進税制の対象に中堅企業を追加、中小企業向けの賃上げ促進税制の適用期限の延長、要件緩和 等

➤ 人手不足の解消・老朽化対応など投資の目的に応じた要件を設けるべき

生産性向上以外の要件による優遇措置を要望する

➤ 法人版事業承継税制「特例措置」の期限到来後のあり方を検討すべき

特例措置並みの優遇を維持した恒久措置化、利用促進を図るための非上場株式の保有に関する要件緩和、後継者の税負担が過大なものにならないような株式評価方法の検討 等

➤ エssenシャルサービスの事業の持続性を確保するための税制支援が必要

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制および中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）について、生産性に代わる要件を設けるなどの要件緩和や、優遇の拡充 等

リスク管理の強化

● 南海トラフ地震の被害想定の見直しを踏まえた企業の取り組みに対し税制支援を行うべき（P61～P67）

➤ 企業の自主的防災・減災の取り組み強化

初期投資を促す補助金とともに、事業規模を限定しない税制優遇措置の創設を要望する

➤ 地域（インフラ含む）の防災・減災機能向上に資する支援

民間企業の施設を活用した一時避難所整備について、既存の固定資産税優遇措置に加え、予算・税制優遇等を措置すべき

➤ 支援制度の分かりやすい情報提供

防災庁の設立にあわせ、防災関連税制・補助金に関する情報を一元化した分かりやすい発信を要望する

目次

本意見書の前提・構成	1
わが国の現状と直面する課題	1
課題解決の方向性	1
1. 税・財政・社会保障制度の一体改革に向けて	3
（1）基本的な考え方	4
（2）社会保障国民会議での「2年間の飲食料品への消費減税と所得連動型給付」の議論への意見	9
2. 産業の成長・新たな付加価値創出	13
（1）グローバルバリューチェーンの発展および地政学的・経済的な不確実性の高まりへの対応	13
（2）自動車関連税制等の見直し	32
（3）国際課税	34
3. 中部圏の産業・地域インフラの強化	36
（1）自律的な地方財源に基づく地方自治の確立	36
（2）中部圏発の産業・技術で、地域を、日本を元気に	37
（3）地域経済・サプライチェーンを支える中堅・中小企業の経営支援（重点要望項目）	44
（4）地域における生活・経済の持続性確保	49
4. 多様な人材の活躍	53
（1）人手不足解消にむけた労働力確保・人材育成に対して税制面から支援すべき	53
（2）サプライチェーン全体の人材力の底上げ	59
5. リスク管理の強化	61
（1）南海トラフ地震の被害想定の見直しを踏まえた企業の取り組みに対し税制支援を行うべき（重点要望項目）	61
（2）サイバーセキュリティ対策を実施する企業に対する支援を行うべき	67

本意見書の前提・構成

わが国の現状と直面する課題

わが国経済は、賃上げや設備投資の増加などを背景に緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇の影響が続いており、実質賃金の改善はなお道半ばの状況にある。設備投資や個人消費の伸びは力強さを欠いており、持続的な賃上げと生産性向上を通じた成長の実現が引き続き重要な課題となっている。また、米国の通商政策の動向や中東情勢をはじめとする地政学リスクは、企業収益、設備投資および物価動向に影響を及ぼすことが懸念されており、先行きはなお不透明な状況にある。

政府は、足元の物価高対策による需要喚起と、危機管理投資・成長投資に向けた財政出動を通じた供給能力の強化により経済成長を促し、中長期的な税収基盤の拡大と財政健全化を目指すとしている。こうした中、飲食料品の消費税率を2年間引き下げ、所得連動型給付へつなぐ議論が進んでいる。

一方で、民間需要の伸び悩みの背景には、実質賃金の改善の遅れに加え、高齢化の進展に伴う社会保障給付費の増加を背景として、社会保険料負担が継続的に上昇し、現役世代の可処分所得を圧迫していることがある。こうした状況は、税制のみならず、財政および社会保障制度のあり方とも密接に関係しており、受益と負担の均衡を確保しながら持続可能な制度を構築するためには、税・財政・社会保障の一体的な改革が必要である。

課題解決の方向性

わが国が持続的な経済成長と財政・社会保障制度の安定運営を両立していくためには、賃金上昇の原資となる企業の成長と生産性向上を実現することが不可欠である。企業が成長し、また、地政学的な不確実性に対応するためには、生産拠点の国内回帰のような、国内への投資が欠かせない。その内容は、設備投資に限らず、研究開発、人材育成、インフラの整備等多岐にわたる。また、サプライチェーン全体が発展するよう、企業の規模にかかわらず、こうした投資が行われるべきである。税制もこれらを後押しするよう、有効な制度に見直すことが求められる。

具体的な要望については、中部経済連合会が2025年2月に策定した「中部圏ビジョン2050」に示した、2050年頃の豊かで持続的な社会を目指すために当地が貢献する3つの視点である「産業の進化と多様化」、「人材・働き方の高度化」、「魅力と活力ある地域社会の形成」を踏まえ、整理した。

また、企業の実態や生の声を反映するため、会員企業へのアンケート調査や個別企業への聞き取り、本会各委員会の活動の中で明らかとなった企業活動における課題を取り入れたものとした。

「2027 年度税制改正に対する意見」では、こうした視点から、わが国および中部圏の課題解決ならびに発展に資する様々な税制要望について、「産業の成長・新たな付加価値創出」「中部圏の産業・地域インフラの強化」「多様な人材の活躍」「リスク管理の強化」の4つの切り口で整理した。

また、「社会保障国民会議」が設置され、「給付付き税額控除」や「飲食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」が議論されていることも踏まえ、本意見書冒頭に、わが国の今後の税制のあり方について、社会保険制度にも触れながら、整理している。

1. 税・財政・社会保障制度の一体改革に向けて

2025年度のわが国の一般会計税収は84兆円を超え、6年連続で過去最高を更新した。一方で、財政運営に目を向ければ、歳出が税収を大きく上回る構造は依然として解消されておらず、社会保障関係費、防衛関係費、国債費等の増加を背景に、歳出規模は拡大を続けている。その不足分の多くは国債発行によって賄われており、わが国財政は引き続き厳しい状況に置かれている。

とりわけ社会保障関係費は、国の一般会計歳出の最大の項目として増加を続けている。少子高齢化の進展により、医療、介護および年金を中心とする社会保障給付費は今後も増加が見込まれる一方で、その財源を支える現役世代は減少している。また、社会保障制度を支えるもう一つの柱である社会保険料についても上昇傾向が続いており、家計および企業双方にとって大きな負担となっている。

さらに近年は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安等を背景とした物価上昇が国民生活に大きな影響を与えている。賃上げの動きが広がる一方で、実質的な購買力の改善を十分に実感するには至っておらず、現役世代を中心に、税および社会保険料負担と社会保障給付との関係に対する関心が高まっている。こうした背景の下、所得税のあり方や「年収の壁」への対応、所得に連動した給付制度の導入など、税と社会保障を一体的に見直す議論が行われている。

このような社会環境を踏まえ、今後の税制のあり方について改めて整理することとした。

なお、国民および企業から見れば、税と社会保険料はいずれも公的負担であり、また社会保障給付は税収、社会保険料および国債による将来負担によって支えられている。したがって、税制改革を論じるにあたっては、税制のみを個別に捉えるのではなく、財政および社会保障制度を含めた「三位一体」の改革という視点に立ち、持続可能で公平な受益と負担のあり方を追求していく必要がある。

(1) 基本的な考え方

① 設備、人材、研究開発等への積極的な投資により企業の成長を実現させ、その果実(所得)の再分配を最適化することで、財政健全化や需要拡大につなげさらなる経済成長へ導くべき

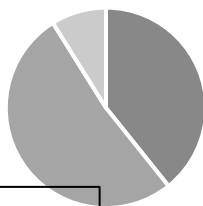
政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(以下、「骨太の方針 2026」という。)において、国内投資が不足しており、危機管理投資・成長投資を通じて「強い経済」を実現するとしている。

本会は、わが国企業が設備投資、人材投資、研究開発投資を積極的に行い、生産性向上や付加価値創出を実現することで稼ぐ力を高め、その成果が賃上げや雇用拡大、消費拡大へと波及する好循環を構築していく必要があると主張してきた。これにより税収基盤が強化されれば、骨太の方針 2026 が掲げる『強い経済』の構築と『財政の持続可能性』をバランスよく同時に実現することにつながる。

本会が会員企業に実施した税制改正アンケート調査¹においても、約半数の企業が、力強い経済の実現には、需要(消費者側)と供給(企業側)双方の拡大が必要であるが、まずは、企業の競争力強化への取り組みを優先すべきであり、企業の国内投資を促し、その結果として企業収益を向上させ、従業員の賃上げに伴う所得向上や消費拡大につなげていくべきと考えている(図1-1)。

【図1-1 力強い経済の実現に向けた税制のあり方：回答企業数154社】

足元では賃上げ、燃料価格高騰、為替安などによりこれまで以上に物価上昇圧力が高まっているため、「積極財政」や景気を過熱気味に保つ「高圧経済」に加え、「消費減税」は見直すべきである、**9%**



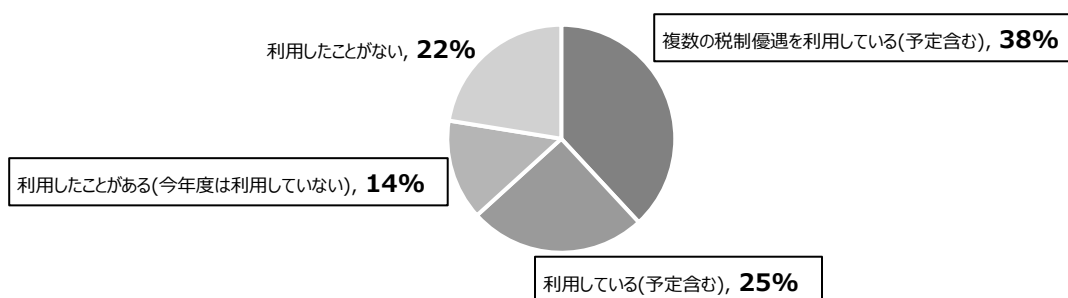
まずは、足元の物価高対策やGDPの3割を占める内需の活性化に取り組む必要があり、勤労者の手取りを直接的に増やし消費を刺激する個人所得課税や消費課税の減税を進めるべき、**39%**

まずは、企業の競争力強化への取り組みを優先すべきであり、企業の国内投資を促し、その結果として企業収益を向上させ、従業員の賃上げに伴う所得向上や消費拡大につなげていくべき、**52%**

¹ 回答期間 2026 年 4 月 20 日～6 月 5 日、本会会員企業 154 社から回答を得た。

企業の国内投資に関して、会員企業へのアンケート調査によれば、7割超の企業が、租税特別措置を利用した、または利用の予定があると回答しており（図1－2）、研究開発税制や中小企業経営強化税制をはじめとする租税特別措置は、多くの企業の投資判断や成長戦略を後押しする重要な役割を果たしている。

【図1－2 租税特別措置等の税制優遇の利用状況：回答企業数154社】



加えて、わが国の法人税の実効税率は国際的にみて依然として高い水準にあり（図1－3）、租税特別措置については、国内での投資や研究開発に積極的に取り組む企業へのインセンティブとして有効に活用されているといえる。こうした中、足もとで、消費税減税の財源の一つとして、租税特別措置の見直しが挙げられているが、上記のとおり、租税特別措置は多くの企業が利用し、投資を後押しする重要な役割を果たしている。

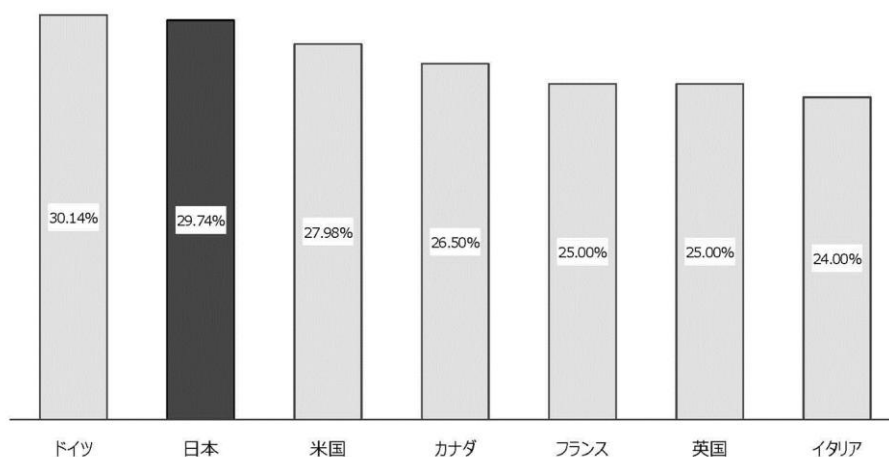
このような実態を踏まえ、国内投資の拡大を通じて強い経済の実現を目指す観点から、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方にに基づき政策効果を分析・検証したうえで、必要な制度については、引き続き維持・拡充を図るべきである。

わが国経済は、デフレ下のコストカット型経済から、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの転換点にある。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る前向きな経済を実現するため、資源・原材料価格や人件費・労務費の上昇分の円滑な価格転嫁を促進するとともに、サプライチェーンの裾野で価格転嫁の困難さに直面する中堅・中小企業に対する税制面からの支援の拡充が求められる。

また、企業が利用しやすいよう、提出書類等事務手続の簡素化も図るべきである。

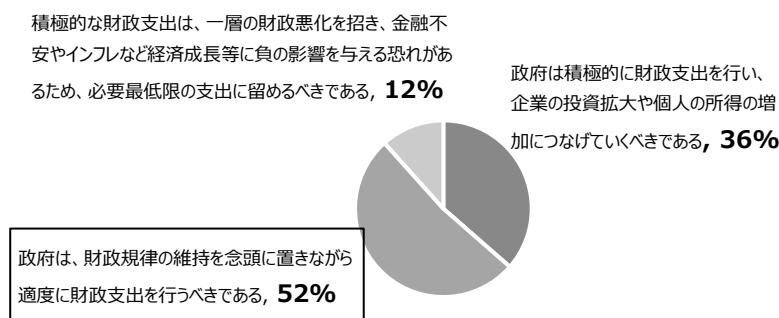
【図 1 - 3 諸外国における法人実効税率の比較（2026 年 1 月）（出典 財務省 HP）】

（2026 年 1 月現在）



財政支出については、財政規律の維持を念頭に置きながら適切に実施されることが必要であり、骨太の方針 2026 では、戦略分野への投資を進めるための「責任ある積極財政」や、企業の投資戦略に対して予見可能性を高めるなどのための複数年度予算を実施することとしている。複数年度予算の導入にあたっては、財政規律の緩みや予算の硬直化につながらないように、政府の行政事業レビューに基づく柔軟な見直しや国会での十分な審議などガバナンスの強化を求める。

【図 1 - 4 財政支出のあり方：回答企業数154社】



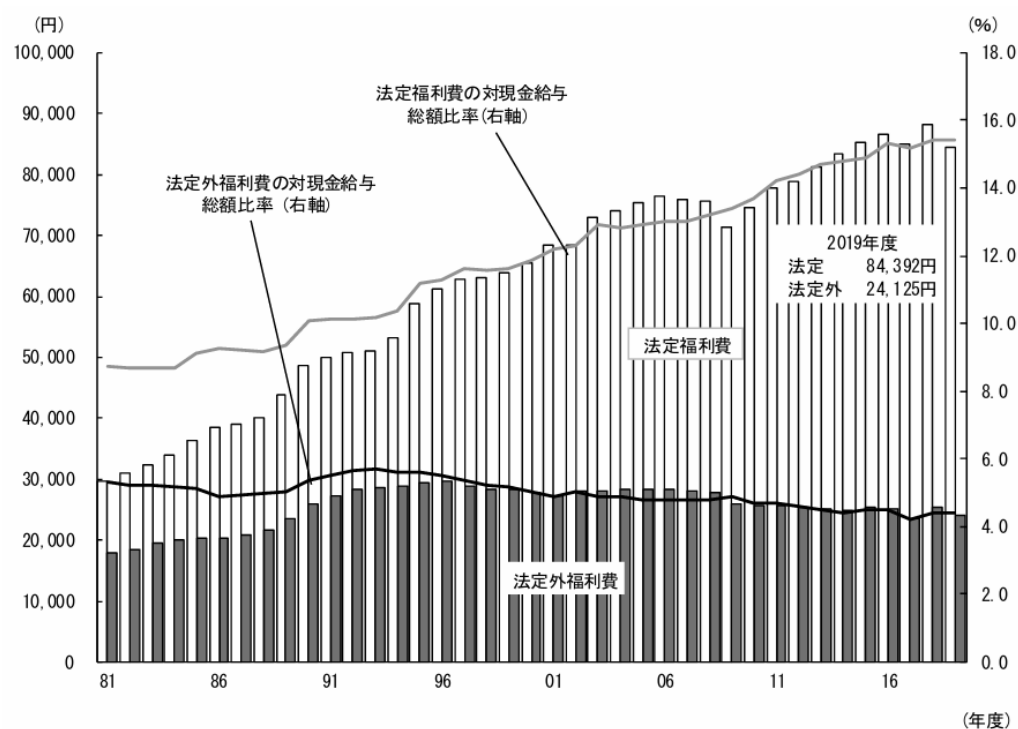
② 受益と負担のバランス、担税力に応じた負担により、公正・公平で持続可能な税・社会保障制度を目指すべき

わが国の社会保障制度は、企業が独自に従業員への福利厚生として実施する企業福祉から出発し、国による社会保険が制度化される中で現在の形に発展してきた。

少子高齢化が進む中、社会保険料率は上昇し、企業の福利厚生費に占める法定福利費の割合は増加している（図1－5）。さらに、今後は全世帯型社会保障が志向され、社会保障費はさらに拡大すること、人件費が高騰しており社会保険料は賃金に連動していることから、社会保険料を折半する企業の法定福利費は、今後ますます増加することが予想される。

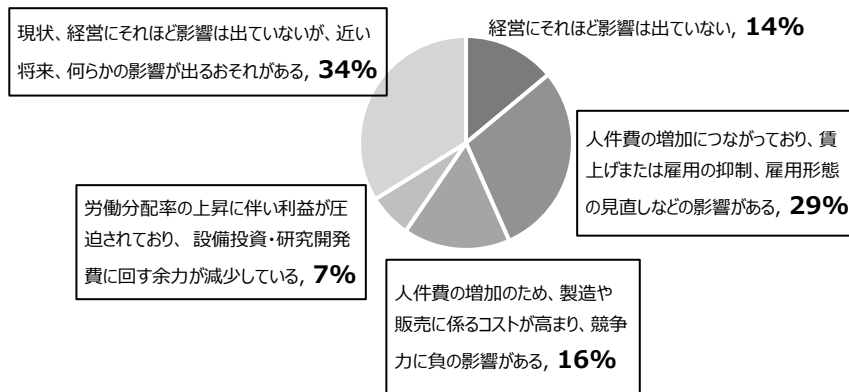
【図1－5 福利厚生費の推移（2020年12月）】

（出典 日本経済団体連合会 第64回福利厚生費調査結果報告）】



会員企業へのアンケート調査においても、半数弱の企業が社会保険料の増加による影響があると回答しているとともに、将来的な不安も合わせると約8割の企業が影響を不安視している（図1－6）。

【図 1－6 社会保険料負担の影響：回答企業数154社】



企業福祉に取り組むことや、企業が社会保険料の半分以上を負担することの理由については、従業員が定着することや、従業員が社会保障によってリスクに対応できることで労働生産性が向上するなどによる利益を企業も享受できるからであるという説明がなされてきた。

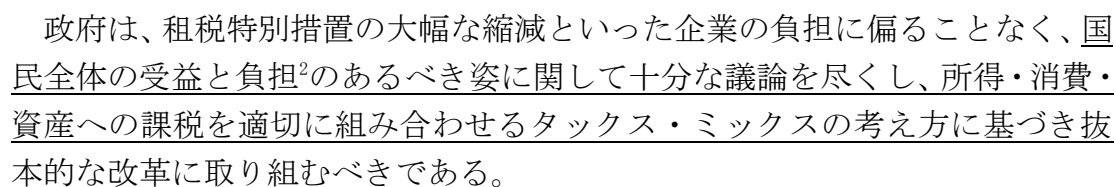
しかしながら、厚生年金や健康保険等の被用者保険の保険料が高齢者医療制度といった他の制度に流用されるなど、受益と負担の関係性が一部損なわれており、企業福祉の意義が見えにくくなっている。これを踏まえると、社会保険料の使途は社会保険制度に限定すべきであり、それ以外に使途を拡大するのであれば、社会保険料を労使が折半する形が適当であるかについて見直しが必要である。

社会保険料の目的税化が進むのであれば、社会保障目的税の導入も一考に値する。

政府は、骨太の方針 2026 において、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針を示しているが、現役世代を雇用する企業の負担に対しても目を向けるべきである。

会員企業へのアンケート調査において、税と社会保障に関する企業の受益と負担のあり方について、7割超の企業が、「社会保険料の増加は企業にとっても負担が大きいため、個人だけでなく、企業の負担軽減については、法人税の負担を含め、受益と負担の観点から見直すべきである」と回答している（図 1－7）。

企業は、富の再生産を通じて、賃上げという形で個人に富を再分配し個人の所得を増やす役割を担っているため、社会保障の費用負担については、極力個人と公費（消費税等をはじめとする税）で賄うべきで企業の負担は、現状（社会保険料の半分）よりも減らすべきである。 **10%**



(2) 社会保障国民会議での「2年間の飲食料品への消費減税と所得連動型給付」の議論への意見

「社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議」（以下「国民会議」という。）での議論を経て、2029 年度から「所得に連動したきめ細かな給付」（以下「所得連動型給付」という。）が導入される方向となった。また、それまでのつなぎとして 2027 年 4 月から 2 年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を 1 %に減税するとともに、飲食料品に係る消費税 1 %相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した所得連動型給付が先行導入される方向で議論が進められている。

² 負担については、保険料負担に加え、保険サービスの利用に伴う実費負担も含む

補助金・租税特別措置の見直しなど、歳出・歳入のあらゆる見直しを通じて確保する」とされており、具体的には示されていない。消費税は年金や医療、介護などの社会保障を支える重要な安定財源であり、代替財源の明確化が不可欠である。

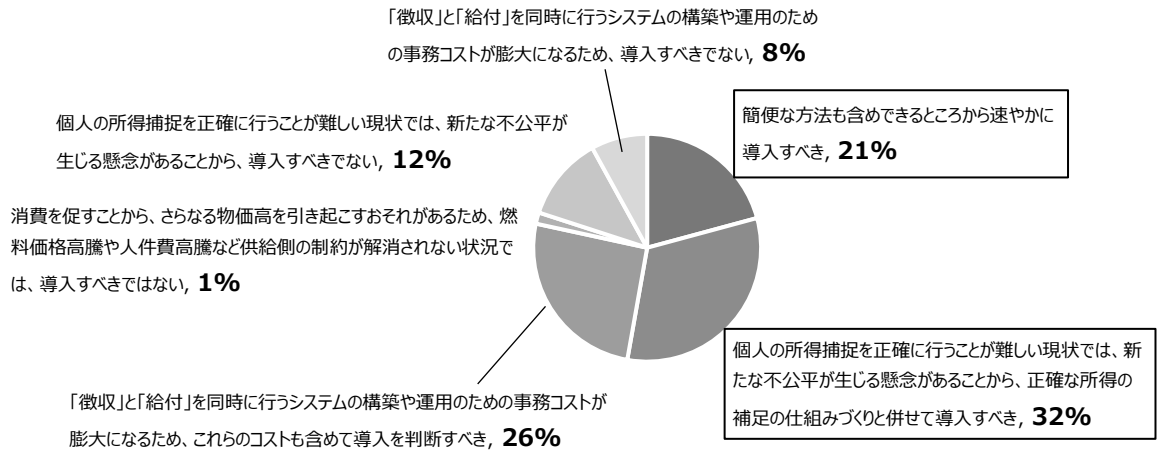
また、足元での消費減税の実施は、進行中のインフレをさらに助長する可能性が指摘されているほか、税率の変更に伴う会計レジ改修のコストを小売業者が負担しなければならないことや、税率の差が拡大する外食産業への影響なども懸念されている。代替財源を用意することの影響や所得再分配の効果も含め、厳格な検証が求められる。

② 所得連動型給付：導入ありきで検討するのではなく、財源とセットで議論すべき

既述のとおり、国民会議の議論を経て、2029 年度から所得連動型給付が導入される方向となった。その目的は中低所得の現役勤労者の純負担率の改善のため、所得に応じてこれまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じて就労を促進することと整理されている。

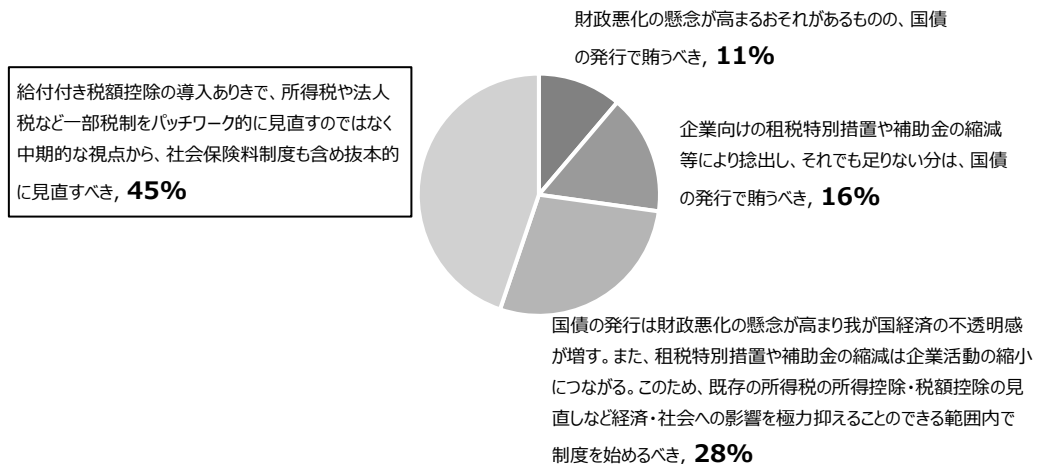
当初議論されていた給付付き税額控除について、会員企業からは、給付付き税額控除が低所得者層の可処分所得を引き上げ、所得格差の是正や消費の底上げなど経済成長や社会の安定に役立つことは認めつつも、現状では個人の所得捕捉を正確に行うことが難しいことから、これを正確に捕捉する仕組みづくりとあわせて導入すべきという意見や、簡便な方法等によりできるところから導入すべきといった意見が多数聞かれており（図 1－8）、所得連動型給付はこれらの声にある程度応えるものとなっている。

【図 1－8 給付付き税額控除導入についての考え：回答企業数154社】



一方、所得連動型給付の財源について、国民会議の中間とりまとめでは「恒久財源が必要」であり、消費減税と同様に「特例公債に頼らず、たとえば、補助金・租税特別措置の見直しなど、歳出・歳入のあらゆる見直しを通じて確保する」としており、必ずしも明確となっていない。会員企業からは、給付付き税額控除の導入に伴う代替財源について、（導入ありきではなく）中期的な視点から社会保険制度も含め抜本的に検討すべきとの声が聞かれている（図 1－9）。財源を明確化するとともに、受益と負担のバランスや将来世代の税負担を考慮した公平・公正で持続可能な制度の構築を図るべきである。

【図 1－9 給付付き税額控除導入に伴う財源：回答企業数154社】



また、制度が複雑化することによる事務負担の増加等が指摘されているものの、税・財政・社会保障制度の一体改革に向けて、引き続き給付付き税額控除についても検討されるべきである。

2. 産業の成長・新たな付加価値創出

(1) グローバルバリューチェーンの発展および地政学的・経済的な不確実性の高まりへの対応

近年、わが国経済を取り巻く環境は、製品の企画・開発から原材料の調達、製造、販売に至る過程で、国際的に連携し、各国の資源や能力を活かして最適化されたネットワークを形成する「グローバルバリューチェーン（以下、GVC）」の発展とともに成長してきたが、現在大きな変革期を迎えている。この国際的な分業体制は、各国がそれぞれの分野で強みを活かすことで、生産の効率化やコスト削減を実現し、わが国産業の成長を牽引してきた。

しかしながら、昨今の世界情勢は一変している。複数の地域で紛争や緊張状態の長期化といった地政学リスクが顕在化し、さらには、主要国による自国優先主義的な経済政策の台頭や通商摩擦の激化など、経済的な不確実性はかつてないほどに高まっている。GVCの発展は、裏を返せば、特定の国や地域への過度な依存を助長し、有事の際にサプライチェーンが断絶するリスクにさらされるという脆弱性を浮き彫りにした。

こうした不確実性が常態化する国際社会において、わが国が経済主権を維持し、持続的な成長を遂げるためには、従来のGVC構造を見直し、予期せぬ地政学リスクに対する強靱な経済基盤を再構築することが不可欠である。

① 経済安全保障の観点および貿易立国としての収支改善に向けた サプライチェーンの再構築：生産拠点の国内回帰（重点要望項目）

国際情勢が激変し、地政学的・経済的な不確実性が高まる中で、わが国が、危機管理投資・成長投資による強い経済を実現するには、これまで不足してきた国内投資を促す「競争力ある事業環境整備」が不可欠である。そのためには、官民の適切な役割分担が重要と考える。

具体的には、政府は、経済安全保障上重要で投資回収期間が長く不確実性の高い分野について、長期的な政策コミットメントや補助金・基金・税制・需要創出策などを通じた先行投資の負担軽減や予見可能性の向上、税制や規制・制度改革などを通じた、企業が投資しやすい環境の整備および人材育成等を担うべきである。

一方、民間企業はこうした環境の下で研究開発や設備投資、事業化に挑戦し、競争を通じてイノベーションを創出することが求められる。

国主導の大胆な先行投資支援と民間の創意工夫を両輪として進めることで、国内の生産・技術基盤を強化し、高付加価値産業の育成と国際競争力の向上につなげるべきである。

この点、政府は、2026 年度税制改正において、機械装置等に限らず建物への投資まで広く対象とした「大胆な投資促進税制(特定生産性向上設備等投資促進税制)」によりインセンティブを打ち出している。しかし、国際的な投資の囲い込み競争が激化する中、企業がリスクを恐れず大胆な投資へ踏み切るには、さらなる税制上の呼び水が必要である。

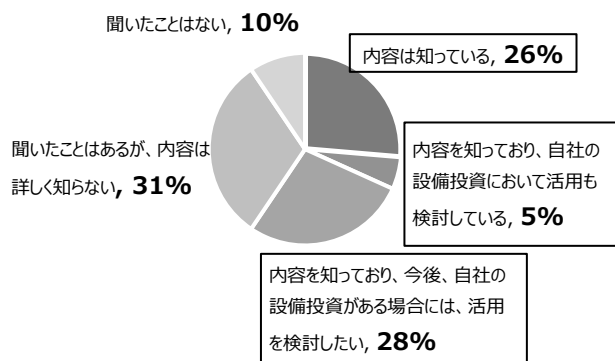
ア 国内のものづくりの厚みを持たすべく、先端分野のみならずレガシー分野等においても企業が投資しやすいような支援の強化を

近年の政府の政策においては、例えば、A I・半導体産業基盤強化フレームに基づく次世代半導体に対する出資事業や経済安全保障推進法に基づく半導体の安定供給確保に向けた助成金などに代表される「先端分野」に対する「大規模」な投資支援が目立っている。国の成長戦略としてこれらを重視することは当然理解できるが、広範なものづくりにおいては最先端製品のほかに、従来プロセスにより製造される部品・製品である「レガシー分野」や物流をはじめとする周辺産業の存在が不可欠である。わが国のものづくりの厚みを維持・発展させ、生産拠点の国内回帰を進めるためには、特定の戦略分野に偏重することなく、産業の土台であるレガシー分野の製造業や周辺産業にとっても投資しやすい環境を整備することが極めて重要である。

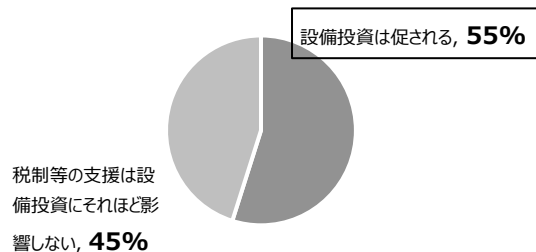
2026 年度税制改正において、高付加価値な国内設備投資を促進することを目的に、「大胆な投資促進税制」が創設された。本税制は業種に制限なく利用することができ、機械装置のほか建物附属設備を含めた幅広い設備投資が対象である。主な要件として、投資下限額が 35 億円以上(中小企業の場合、5 億円以上)であることや、R O I 水準が 15%以上であることなどが求められる。

会員企業へのアンケート調査によると、59%の企業が内容を認知しており、33%が「自社の設備投資において活用を検討している、あるいは活用を検討したい」と回答するなど、関心の高さがうかがえる(図 2-1)。また、本税制の効果については、55%の企業が「設備投資は促される」とその効果を評価している(図 2-2)。

【図2-1 大胆な投資促進税制の認知度：
回答企業数154社】



【図2-2 大胆な投資促進税制の効果：
回答企業数 154 社】



一方、対象業種は全業種であり、戦略分野に限定されていないものの、投資下限額や投資利益率(ROI)に関する要件について、レガシー分野の企業を中心に拡充・要件緩和を求める声が上がっている。

【「大胆な投資促進税制」に対する会員企業の声】

- ・ 大胆で非常によい。
- ・ レガシー分野でも設備投資は不可欠であるが、先端分野ほど大規模な投資金額ではないため、投資金額に関する要件(35億円以上[中小企業の場合、5億円以上])を充足できない。
- ・ 中堅・中小企業ではありえない規模の投資なので、大企業のみが優遇される。
- ・ レガシー製品は先端製品ほど付加価値額が高くないため、投資回収に時間を要する。投資利益率に関する要件(ROI 15%以上)の基準は厳しい。
- ・ 投資利益率に関する要件は製造業を前提にしているように見受けられ、物流拠点の新設投資では、要件を充足できない。
- ・ 業界全体の需給サイクルなど自社でコントロールできない要因で利益水準が大きく変動するため、控除上限額(法人税額の20%まで)を引き上げてほしい。

2024 年度税制改正により創設された「戦略分野国内生産促進税制」は、戦略分野の国内投資を強力に推進することを目的に創設された。具体的には、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高い物資³について、その生産・販売量に応じて税額控除を講ずる仕組みである。また、本税制の適用を受けるためには、産業競争力基本法に基づく事業適応計画の認定を受ける必要がある。例えば、半導体の生産および販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要がある。

〔事業適応計画の認定要件（半導体）〕

①	- 事業適応計画の対象とする設備投資は、半導体の生産に係る建物、設備又はシステムを導入するものであり、次の設備のいずれか一つ以上を整備すること。 フォトレジスト塗布に必要な設備／ウエハー表面への露光（パターン形成）に必要な設備／エッチングに必要な設備 <u>新規投資額が総額 50 億円以上</u>であること。 - これらの設備で生産される半導体の生産数量が、直径 200 ミリメートルのウエハーに換算して<u>年間 1 万枚以上増加</u>する計画になっていること。
②	事業適応を行う事業者の株式の所有関係およびガバナンスの透明性が確保されていること。
③	必要な生産能力を確保するため、サプライチェーンの信頼性が確保されていること。
④	事業適応計画に基づき生産される半導体が、省エネルギーに貢献するものであることを当該事業適応計画において示すこと。
⑤	- 事業適応計画の実施期間内において半導体の販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること。 - 事業適応計画終了年度の<u>付加価値率の目標値が、15%を上回っている</u>こと。
⑥	- 半導体の生産および販売を行う事業年度において、 i. 事業適応を行う拠点に係る取引先社数 ii. その取引先のうち自社からの発注額が直近 3 事業年度の平均額より増加する取引先社数 iii. 事業適応を行う拠点における取引先全体への発注額について、目標値を設定すること。

（出所：経済産業省「戦略分野国内生産促進税制の申請方法・審査のポイント」より一部抜粋）

³ 電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料(SAF)、半導体(マイコン・アナログ)が対象

本税制に関して、会員企業から次の意見が上がっている。

【戦略分野国内生産促進税制に対する会員企業の声】

- ・ 先端分野だけでなく、先端分野を支えるレガシー分野の物資についても対象を拡大してほしい。
- ・ 自社の製品は本税制の対象とならない代わりに、初期投資に対して各種補助金を用意されていると理解している。本税制も対象となれば、生産時に税制による支援を受けるか、初期投資時に補助金による支援を受けるか選択肢が増えるという点でメリットに働く。

また、安定的な生産活動や安全確保において工場建屋への投資は極めて重要であるが、地方の製造現場を中心にバブル期前後に建設された工場建屋の老朽化が深刻である。レガシー分野においては大量生産に強みをもつ海外勢との価格競争が激しい中、設備の全面的な新設は巨額の費用を要するため採算性を確保できないリスクが高く、既存インフラを活用した建て替えや改修といった更新投資で生産基盤を維持せざるを得ないのが実態である。

このような状況下において、設備投資に関連して、会員企業から次の声が上がっている。

【「建物」への投資支援にかかる会員企業の声】

- ・ 物価高・労務費高騰・資機材高騰等の影響を受けて、建物取得コストが急激に上昇している。現在、建物より手厚く支援されている機械装置等と同水準の優遇を求める。
- ・ 半導体産業において、製造装置だけでなく、クリーンルームの投資も非常に大きなウェイトを占めており、建物への投資は負担である。

【更新投資支援にかかる会員企業の声】

- ・ レガシー分野は安価な海外製品との価格競争が熾烈であり、設備の新規投資は難しく既存設備の更新で対応せざるを得ない。更新投資についても税制支援を拡充してほしい。
- ・ 更新投資は耐用年数に応じて随時実施するものである。税制の要件で求められるROIなどの指標は算出できないため、更新投資に利用可能な要件を備えた税制の創設を求める。
- ・ 更新投資をプロジェクト形式で行うことはあまりない。1つの設備は、高いもので1億～2億円、安いものでは数百万円から数千万円程度である。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
「大胆な投資促進税制」の拡充・要件緩和 ・ 先端分野と比較して小規模なレガシー分野の投資に対応すべく、投資金額に関する要件（現行 35 億円以上[中小企業の場合、5 億円以上]）を引き下げるべき。 ・ 先端分野と比較して付加価値額が低いレガシー分野の投資に対応すべく、投資利益率に関する要件（現行：ROI 15%以上）を引き下げるべき。 ・ 取得コストが上昇している建物の取得を促すため、建物等に対する税額控除率（現行 4 %）を、機械装置等並みの水準（現行 7 %）へ引き上げるべき。 ・ 予見可能性を高め優遇の効果を発揮させるため、控除上限額（現行法人税額の 20%）を引き上げるべき。
「戦略分野国内生産促進税制」の期限延長・要件緩和 ・ レガシー分野の事業者が本税制を活用しやすくするため、事業適応要件の認定基準(新規投資額、新規投資による生産数の増加量や付加価値率の目標値に関する要件など)を緩和し、生産段階の支援または初期投資段階の支援（補助金）を選択できる環境を整備すべき。
更新投資に対する税制支援の拡充 ・ 設備の老朽化が進む中、既存のサプライチェーンの維持に不可欠な更新投資を促進するための税制を拡充すべき。具体的には、<u>建物、建物附属設備および機械装置の更新投資についても対象となるよう、「大胆な投資促進税制」の投資金額に関する要件を数千万円程度まで引き下げること、および実務上の障壁となっている投資利益率に関する要件を緩和することを求める。</u>あわせて、今後の投資促進に資する税制の検討にあたっては、新規投資のみならず、既存設備の更新投資の促進も重視した柔軟な制度設計とすることを求める。

イ 物価高を踏まえた償却資産の課税処理の見直し

長引く原材料価格の高騰や円安の影響により、企業が調達する事務用機器や製造設備の機材等の価格は著しく上昇している。しかしながら、税法上の「少額減価償却資産（10 万円未満：即時損金算入）」の金額基準は 1989 年に、「一括償却資産（10 万円以上 20 万円未満：3 年間均等償却）」の金額基準は 1998 年に設定されて以来、四半世紀以上にわたり据え置かれたままである。

2026 年度税制改正においては、物価上昇の影響を鑑み、「食事補助の非課税限度額（月額 3,500 円から 7,500 円への引き上げ）」や、「中小企業の少額減価償却資産に係る特例措置の拡充（取得価額 30 万円未満から 40 万円未満への引き上げ）」など、実態に合わせた基準額の適正化が実施された。他方で、企業の生産性向上に直結する固定資産の判定基準が過去の旧弊な水準に留め置かれていることは、不合理と言わざるを得ない。会員企業への聞き取りにおいても次の声が上がっている。

【会員企業の声】

- ・ 従業員に支給する P C が値上げによって閾値を超過するようになった。生産性を向上させるために P C を導入するのに、税制の閾値を考慮して値段の安い（生産性が劣る）P C を購入するのは本末転倒なため、事務負担はあるもののこれまでどおりの性能の製品を購入している。
- ・ 10～20 万円の一括償却資産として 3 年償却できるのはメリットがあるものの、通常の耐用年数に則った管理とは異なる例外的な管理が発生し、事務負担の方が大きい。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

要望事項
・ 全額損金算入（現行 10 万円未満）の基準金額を少なくとも 20 万円に引き上げるとともに、事務負担軽減のため一括償却資産（10 万円超 20 万円未満）を廃止する。

また、固定資産の償却可能限度額について、以下のとおり法人税と固定資産税で償却限度額の計算が異なっている。

税目	計算方法
法人税	備忘価格 1 円まで償却する
固定資産税	取得価額の 5 % を残存して償却する

この点について、会員企業から次の声が上がっている。

【会員企業の声】

- ・ 固定資産税は地方税として重要な財源であることは理解しているが、他制度との整合性や事務効率化の観点から、評価方法の見直しや残存価格の考え方が統一されると非常にありがたい。
- ・ 固定資産税の償却可能額についても、事務負担軽減のため、法人税と同様に、備忘価格 1 円までの償却としてほしい。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

要望事項
・ 事務負担軽減のため、償却可能限度額は法人税・固定資産税とも備忘価額 1 円までとして基準を統一すべき。 ・ なお、事業用資産にかかる固定資産課税は国際競争力確保の観点から、廃止を含めて検討すべき。

② 生産性の向上、技術力の向上による産業の高付加価値化、競争力強化

GVC の発展や地政学的・経済的な不確実性の高まりに対応し、わが国産業の持続的な成長と競争力強化を実現するためには、生産性向上や技術力向上を通じた高付加価値化への構造転換を一層加速する必要がある。そのためには、企業による設備投資や人材投資を後押しする支援策を強化し、成長分野への円滑な経営資源の移動を促進することが重要である。

また、政策効果を十分に発揮するためには、政府の支援が企業に確実に届く制度設計が求められる。申請時に必要となる情報や手続の簡素化を進めるとともに、制度の適用時期と企業の投資判断・意思決定のタイミングとのずれに柔軟に対応できる仕組みとするなどして、企業が活用しやすい制度とすべきである。

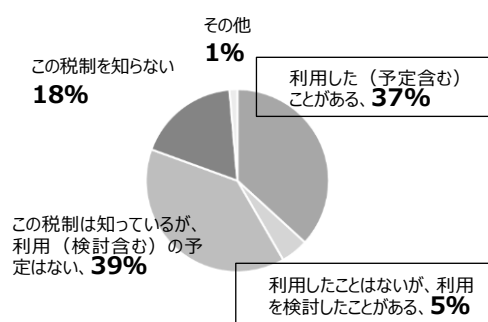
ア 研究開発・オープンイノベーションの促進

研究開発税制(2024 年度適用件数 12,759 件／適用額 9,816 億円)は、長期にわたって企業の研究開発を下支えしており、本税制が縮減または廃止となれば研究開発の伸びが鈍化するおそれがある。昨年度本会が会員企業に実施したアンケート調査⁴においても、37%の企業が利用したことがあると

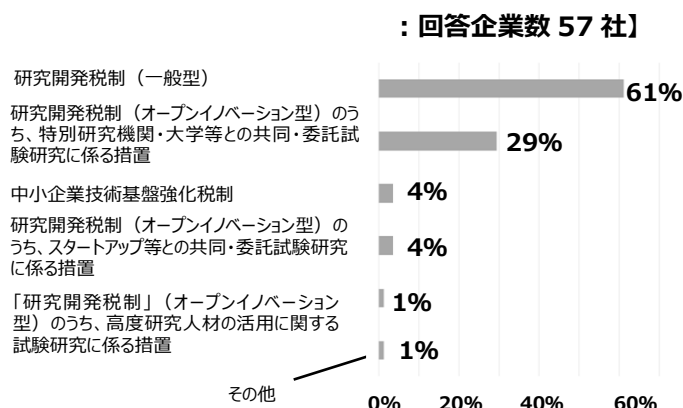
⁴ 「2026 年度税制改正に対する意見」の取りまとめにあたり、2025 年 4 月上旬～5 月下旬にかけ、全会員企業を対象に実施し 144 社が回答

回答しており、特に一般型を利用する企業が過半を占めている。この一般型を評価する声も聞かれており、産業の高付加価値化や競争力の強化のためには研究開発税制の維持・拡充が必要である（図 2－3、2－4）。

【図 2－3 利用状況：回答企業数 144 社】



【図 2－4 利用した・利用を検討した制度：回答企業数 57 社】



【研究開発税制（一般型）に関する会員企業の声】

- ・ 基礎研究に対する研究開発税制は自社で活用できており、手続面でも特段不便を感じていない。
- ・ 本税制は長期間継続されており、企業の研究開発の下支えになっていることは間違いない。本税制がなくなれば、研究開発の伸びが鈍化するおそれがある。

また、オープンイノベーション型については、大学との共同研究・委託研究に関する手続に関して、企業の負担が大きいとの声が多く聞かれる。2026年度税制改正において大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学との研究については第三者の監査が不要とされている。

加えて、不足する高度研究人材の育成・確保のためには、企業における社内教育や在籍したまま外部機関で博士号を取得させるなどの方法も活用する必要がある。

また、研究開発税制全般について、研究開発投資の促進のためとして、過去3年間の試験研究費の平均と比較した増減額により控除率が変わる（控除率カーブ）が、企業の試験研究費は業績にも左右されるものであり、例え一時的な増減があったとしても、継続的な研究開発を下支えする制度であることが望まれる。

以上から、研究開発税制の各事項について以下のとおり要望する。

要望事項
一般型
・ 研究開発人材の育成・確保を促進する観点から、若手研究者の採用・育成に係る費用を控除対象に追加するなど制度の拡充
オープンイノベーション型の手続
・ 第三者の監査が不要とされる対象の拡充など手続の簡素化
高度研究人材の人件費の範囲拡大
・ 以下のような一定範囲の人材育成費について、通常のエデュケーション費とは別に研究開発税制の対象へ追加する ・ 業務目的による社員の博士号取得費用 ・ 研究開発部門において特に高度な、または特殊な技能・知識等の習得に要する費用
研究開発税制全般
・ 控除率カーブの廃止または変動幅をより小さくする

イ 知的財産の保護・活用の促進

イノベーション拠点税制については、対象となる所得が知的財産権の譲渡所得またはライセンス所得に限られるとともに、対象外知財を含む契約となっている場合において対象知財の対価の額が明らかにされている必要があるなど、利用しづらい制度となっているとの声が会員企業から聞かれる。よって、企業が活用しやすい制度へ見直し、これにより研究開発投資と知財活用の好循環を促進するために、以下のとおり要望する。

【会員企業の声】

- ・ 自社で研究・開発した特許は、自社の施工効率向上や原価改善のために利用し、ライセンス所得を得ることは想定していない。
- ・ ライセンス契約の多くが複数の特許やノウハウを組み合わせた形態となっているため、対象特許にかかる対価を個別に特定することが困難である。そうした背景から利用予定はない。

要望事項
・ 対象知財の範囲について、諸外国と同様に製品売却益を含める ・ 自己創出比率の算定手続や証明要件を簡素化

ウ DX・GX推進およびAI活用に向けた継続的な支援

ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢等によって、わが国はエネルギー自給率の低さや石油調達先の中東偏重という課題が改めて浮き彫りになった。これまでもGX推進のための取り組みとして「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」⁵「GXサプライチェーン構築支援事業」⁶「GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」⁷および「カーボンニュートラル投資促進税制」⁸などが行われているが、昨今の情勢を踏まえ、GXについて気候変動対策の視点に加え、経済安全保障の視点から、国産エネルギーとしての再生可能エネルギーの位置づけを見直し、必要な支援を行うべきである。

政府のGX実行会議においても「これまで以上に『エネルギー安定供給』と『経済成長』を重視し、『国産エネルギー』を強化するための『危機管理投資』と『成長投資』を集中実施」⁹するとして、「『エネルギー安定供給強化』に向けたGX投資」「『GX産業クラスター』の創出に向けた投資」「未来につながる『GX成長投資』」を挙げている。この中でも、特に、「『エネルギー安定供給強化』に向けたGX投資」について、既述の「GXサプライチェーン構築支援事業」に加え、税制面からも支援が求められる。

また、DXとGXは両輪で進められていくべきであるが、このいずれについても、特に中堅・中小企業では人材が不足しているとの声が会員企業から聞かれる。

さらに、DXとGXの推進にも必須となるAIの活用に関しては、「人工知能基本計画」において、4つの基本的な方針に基づく施策が掲げられており、その中でも、産業界にとっては、「AI利活用促進による新しい事業や産業の創出」「日本国内のAI開発力の強化」「日本の勝ち筋となるAIモデル等の開発推進」「AI人材の育成・確保」を税制面からも支援することが必要である。

⁵ 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援する制度。

⁶ GX実現にとって不可欠となる、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池、HVDC ケーブル等をはじめとする、GX分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築するために工場で使用する設備機械装置・建物等取得費およびシステム購入費を一部補助する制度。

⁷ 一定の研究開発を終えたスタートアップに対し、当該技術の商用展開を目的とした設備投資やユーザー実証などの費用を一部補助する制度。

⁸ 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、税額控除または特別償却を認める制度。

また、D Xを推進するためには、企業内やサプライチェーン間を通じたデータ連携が不可欠であるが、セキュリティ対策やデータ形式の統一、情報システムの整備などが課題となっている。

あわせて、D X・G X推進およびA I活用に向けた基盤インフラとして不可欠なデータセンターは首都圏と大阪圏に集中しており、耐災害性強化や地域におけるD Xの推進等を図るため、国は「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」による補助金交付を行っている（データセンターに対する補助率は1/2）。一方、地域データセンターの整備促進に向けた税制支援における法人税の特別償却の特例については、2019年度末をもって終了している。足もとで、データセンターの地方分散は、脱炭素電力の活用やバックアップ拠点としての立地促進に加えて、日本が強みを有する製造業など現場データを活用したフィジカルA Iの開発推進の面でも期待が高まっている。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 経済安全保障の観点から、国産エネルギーとしての再生可能エネルギーへの支援の実施 ・ エネルギー安定供給強化に向けたG X投資に対し税制面からも支援する制度の創設 ・ D X・G X人材を育成するプログラムに対する支援税制の創設 ・ 企業のA I活用およびD X投資を強力に後押しする「D X投資促進税制」（2025年度税制改正で廃止）のような優遇 ※D X投資促進税制は「デジタル要件」⁹「企業変革要件」¹⁰の基準が厳しいとの声が多く聞かれたことから、当該要件を緩和した制度とする ・ データセンターの地方分散を後押しする税制面の優遇 ・ G X戦略推進地域においてデータセンター事業者が負担する送電設備・蓄電設備に対する補助金に加えて税制優遇の創設

⁹ 「データ連携」「クラウド技術の活用」など投資の内容についての要件

¹⁰ 「売上上昇を見込む」「成長性の高い海外市場の獲得を図る」など投資による効果についての要件

③ 創業・事業再編を通じた産業の活性化、競争力の強化

創業を促すことは、わが国経済の新陳代謝の促進、雇用の創出、さらには地域産業の活性化の観点から重要である。

また、成長性の高い事業へ人材・資金・技術を集中させる事業再編は、事業規模を拡大し、研究開発、効率的な生産設備などへの投資や、バーゲニングパワーの強化につながるため、わが国の産業の競争力を強化する。

よって、以下の措置の期限延長を要望する。

要望事項
・ 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置 ・ 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置 ・ 事業を再編し、国内事業に投資を行う場合の、事業売却益に対する法人税の軽減措置

④ 産業インフラの整備

生産拠点や国内回帰や、研究開発施設の建設など、国内投資をもたらしするためには、産業用地の確保をはじめとしたインフラの整備も重要である。

ア 産業用地の確保

企業の設備投資や工場立地ニーズは高まる一方、地方を中心に産業用地の不足が顕在化しており、新たな産業用地の確保・供給の促進が急務である。2025年10月に開催された「第26回 産業構造審議会 地域経済産業分科会」において、経済産業省は「都道府県・政令市の約8割が5年以内に産業団地の枯渇が見込まれると回答」と報告している。同報告では、2040年に200兆円の国内投資を達成するためには、現状で国土の約0.4%を占める工業用地をさらに確保する必要があるとも指摘されている。

なお、産業用地の不足に対しては、既に造成された用地を有効活用すべく、緑地規制の緩和が進められている。

一方で、周辺地域の住宅地化の進展や工場が密集していることによる災害時の影響なども考慮した企業が移転を希望する場合の負担を軽減することも必要である。

以上から、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 産業用地の創出に必要な土地の供給を促進し、民間投資の受け皿を確保する観点から、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除について適用期限の延長 ・ 土地を譲渡した者に対する優遇制度に加え、事業主体に適用される優遇制度の創設 ・ 既存の工業用地を再利用・再開発する場合の税制優遇 ・ 移転に伴う経費や投資負担を長期的に軽減・回収できるよう、住宅地等、特定の地域から移転する企業の法人税の減免や、土地利用の緩和といった優遇

イ 市街地再開発を促す税制支援

都市機能の高度化や産業インフラの再整備をもたらす「市街地再開発事業」の果たす役割は極めて大きい。しかしながら、近年の深刻な資機材高騰および労務費の上昇に伴い、建築単価が高値で推移しており、各地で再開発事業が停滞・頓挫する事態が頻発している。

本来、建築コストの上昇分が、完成した物件の販売価格や賃料設定へと適正に転嫁されれば事業は成立する。しかし現状は、建築コスト高騰のスピードが速すぎて市場価格への転嫁が全く追いついていない。特に、オフィス需要が極めて旺盛で高水準の賃料転嫁が成立する東京などの大都市圏と比較し、中部圏をはじめとする地方都市においては、既存の相場水準が比較的安く抑えられているため、高騰した建築コストを販売価格や賃料へ転嫁することが極めて困難な構造にある。この転嫁のミスマッチが原因で、地方都市では再開発ビジネスそのものが採算割れするという深刻な事態に陥っている。

現行の再開発に関連する税制優遇において、国税（所得税・法人税の圧縮記帳や登録免許税の免除）（2024 年度適用件数 38 件／適用額 2 億円）は全額を対象とした支援措置が講じられている一方で、地方税（固定資産税・不動産取得税）（2024 年度適用額 5 億円）は一部の軽減措置に留まっている。地方税負担が実質的な事業総コストをさらに押し上げており、地元の既存メーカーや新たなサプライチェーン企業の呼び込み、ひいてはそれらテナント企業への適正な賃料水準での物件の供給において、投資障壁となっている。障壁を解消するため、既存税制について以下のとおり拡充を要望する。

【会員企業の声】

- ・ 都市部では賃料水準が高く投資が成立するが、名古屋も含め地方は賃料水準が低い
ため、投資をペイさせる手段として税制優遇は有効だと思う。当然、街づくり
や再開発事業自体の魅力を高め、賃料水準を引き上げる努力はしなければならない。
- ・ 市街地再開発事業については、物価高騰による事業遅延等を踏まえ、地方での事
業を促すための固定資産税や事業税の減免など、税制拡充は有効である。自社も
再開発事業に多く取り組んでおり、事業化までの期間が長期化する中での支援は
望ましい。

要望事項

- ・ 権利床¹¹を取得する場合の不動産取得税の全額免除または要件緩和(既存税制の拡
充)
- ・ 権利床を取得する場合の固定資産税の全額免除または要件緩和(既存税制の拡充)
- ・ 保留床¹²を取得する場合の不動産取得税の全額免除または要件緩和(既存税制の拡
充)
(2024 年度における固定資産税への適用額 5 億円、不動産取得税への適用額 20 億円)
- ・ 保留床を取得する場合の固定資産税の全額免除または要件緩和(新設)
- ・ 優良建築物等整備事業においても、事業に同意して土地を譲渡する地権者に対し
て譲渡所得の軽減措置を設ける

ウ 省エネ・非化石転換を推進する設備投資支援

G X 政策やサステナビリティ情報開示制度の進展により、企業には自社
だけでなくサプライチェーン全体での省エネ・脱炭素の取組みが求められ
ている。このため、自社の設備投資だけでなく、インフラについても省エネ・
非化石転換を推進するため、以下を要望する。

¹¹ 従前からの土地権利者が取得する、従前の土地と等価で置き換えられた再開発ビルの
床に対する所有権

¹² 高度利用によって新たに生み出された床に対する所有権

要望事項
・ 工場(製造工程含む)、事業所等の省エネに係る税制支援 ・ 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の期限延長(2024 年度適用額 20 億円) ・ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の期限延長(2024 年度適用額 865 億円)

エ 物流分野における効率化（D X、モーダルシフト、C O₂排出量削減等）の促進

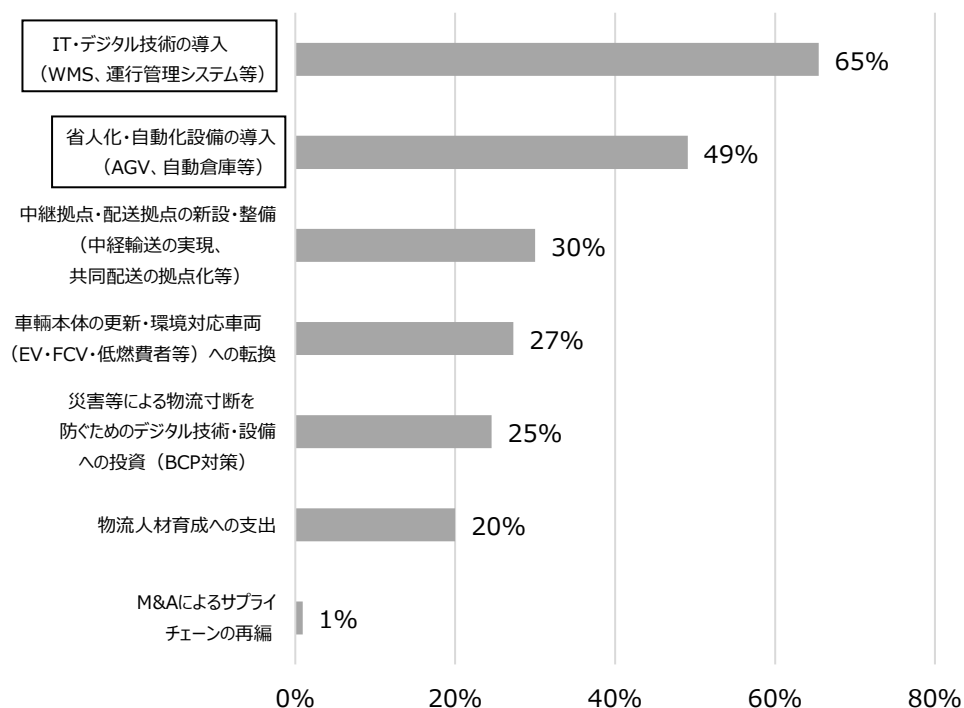
2030 年度には約 34%の輸送力が不足するとの試算¹³があり、高齢化等による人手不足、労働時間規制等に対応するためには物流の効率化を進める必要がある。

本会が物流効率化への取り組みについて会員企業に実施したアンケート調査¹⁴では、D Xおよび省人省力化にかかる支援を求める声が多い（図 2－5）。

¹³ 持続可能な物流の実現に向けた検討会最終取りまとめ（2023 年 8 月 持続可能な物流の実現に向けた検討会）

¹⁴ 回答期間 2026 年 4 月 6 日～5 月 29 日、本会会員企業 111 社から回答を得た。

【図 2－5 税制優遇の対象として優先されるべき活動：回答企業数 111 社】



この点、2 社以上の企業が連携して流通業務の総合化および効率化を図る事業に対しては、物流効率化法に基づく総合効率化計画の策定に関連して、税制優遇および補助金が措置されている。税制優遇については、同計画に基づき取得する倉庫等および複数のトラック事業者が利用できる中継輸送施設の建屋ならびにそれらに附属する特定の設備を対象として、固定資産税等の課税標準が 5 年間軽減される。また、総合効率化計画の策定費用や、同計画に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する事業の初年度の運行経費について一部が補助される。

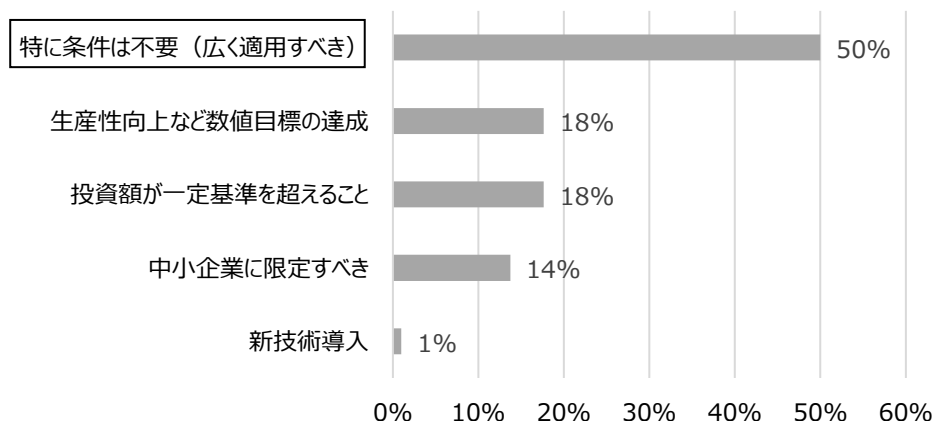
しかし、会員企業からは、総合物流計画が 2 社以上で策定するものであることなど、制度の利用しづらさを指摘し、広く適用できるよう、要件はできる限り緩和されることを求める声が上がっている（図 2－6）。

また、税制優遇の方法については、「税額控除」や「固定資産税の減免」など、効果が明確で予見しやすく、投資判断をすみやかに行える直接的な手法を求める声が多い（図 2－7）。

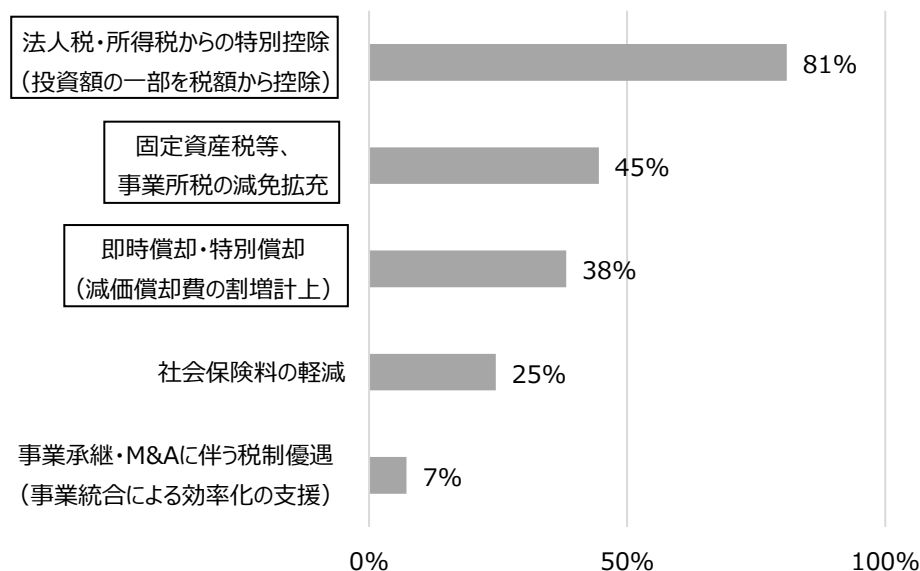
【会員企業の声】

- ・ 総合効率化計画は2社以上で策定することが必要であり、優遇措置による利益配分を含む事業計画の調整が難しい。
- ・ 既存の倉庫に導入できる効率化装置も開発されており、総合効率化計画を2社以上で策定しなければならない理由が薄い。
- ・ 提出する書類が多岐にわたるなど、手続きが煩雑である。
- ・ （補助金に関して）公募期間が短く、対応できない。

【図2-6 税制優遇措置の条件として、適切だと思うハードル：回答企業数111社】



【図2-7 最も期待する税制優遇の形式：回答企業数111社】



あらゆる産業を支える物流を維持するため、工場等の敷地内での物流である場内物流も含めた効率化を後押しするよう、以下を要望する。

要望事項
・ 倉庫管理システム（WMS）や運行管理システム等の I T・デジタル技術、無人搬送車（AGV）や自動倉庫等の省人化・自動化設備の導入により物流の効率化が推進されるよう、個社で総合効率化計画を策定する場合も認定し、税制優遇や補助金の対象とするなど、適用要件を緩和する ・ その他、税制優遇措置の内容は税額控除、固定資産税等の減免の拡充、即時償却・特別償却等とする、提出書類の簡素化など手続を簡略化する、補助金については公募期間を十分に確保するなど、制度を利用しやすいものとする

効率化に加え、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けたサプライチェーン全体の脱炭素化推進のためには、トラック輸送よりも環境負荷が小さく、また、効率的に大量輸送が行える鉄道・海運等へのモーダルシフトが欠かせない。

2026 年 3 月 31 日に閣議決定された「総合物流施策大綱（2026 年度～2030 年度）」においても、モーダルシフトをさらに強力に推進するとして、港湾等の設備の整備や大型コンテナ導入の促進、さらには荷量を確保するための地域の関係者間の協働の促進などを掲げている。これに加えて、トラック輸送より時間がかかる場合の多い、鉄道や内航海運を選択するだけのメリットを、特に荷主が直接受けることのできる仕組みが望まれる。以上から、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 環境負荷の低い輸送方法を選択した荷主や運送事業者に対するインセンティブとなる税制優遇措置の創設 ・ 環境負荷軽減の視点からバッテリー式フォークリフトの普及に資する、同フォークリフトの購入、充電設備の新增設に係る税制優遇措置の創設

オ 水インフラの整備（上下水道・工業用水道）

企業が安心して生産活動を行うためには、豊富・低廉な水が安定的に供給されることが欠かせない。しかし、この役割を果たす上下水道および工業用水道事業（以下「水道事業」という。）は従前自治体が担ってきたが、自治体職員数の減少、料金収入の減少、施設の老朽化など事業環境が厳しさを増している。

こうした状況に対して、本会は、2025 年 3 月に緊急提言『『強靱かつ持続可能』な上下水道事業に向けて ～ 能登半島地震と八潮市道路陥没事故を受けて ～ 』を、2026 年 3 月に提言書『『強靱かつ持続可能』な工業用水道事業に向けて～老朽化対策・耐震化の加速が急務となっている工業用水道事業の課題と提言～』を公表し、事業の持続可能性の確保のために、上下水道については、利用者負担の引き上げ、国による財政支援の拡充のほか、目的税の導入も選択肢の一つであること、工業用水道については国および地方自治体が国土強靱化予算や産業の国際競争力向上の予算を活用し、設備更新加速化のための積極的な財政支援を行うことのほか、大量の冷却水を必要とするデータセンターの誘致等による収益改善を提言している。

（２）自動車関連税制等の見直し

自動車関連税制については、2026 年度税制改正において米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車の取得時における負担を軽減、簡素化するためとして環境性能割が廃止された。また、物価高対策の一環として揮発油税、地方揮発油税および軽油引取税の当分の間税率が廃止された。

一方でこれらに代わる安定財源の確保は、今後議論されることとなっている。

わが国の道路橋の約 75%が 2040 年までに建設後 50 年以上となる見込みであるなど、安全性確保と経済活動の維持のため、道路インフラの計画的な維持更新が不可欠であり、安定財源の確保が求められる。また、電動化、安全性能等に関する技術の進歩や地球温暖化など社会の急激な変化に対応するとともに、受益と負担のバランスがとれた新たな税体系の構築を目指して、複雑な税制を体系的に整理・簡素化し、利用者の納得感を得られるよう、抜本的な見直しが求められる。

① 車体課税

・ 保有・利用課税について動力源間の負担の公平化

わが国は自動車の脱炭素化においてマルチパスウェイ戦略をとっており、多様な電動源の車両が併存している。このため、道路を含めたインフラの維持管理・機能強化のための財源の確保という観点も踏まえつつ、保有・利用時の公平・中立・簡素な税制に向けての議論が行われる見通しである。2025 年度与党税制改正大綱では、2028 年度以降に新車登録を受けた電気自動車および燃料電池自動車の自動車税について、重量に応じた課税方式を導入

するとされた。また、利用段階における負担の適正化に向け、技術面および執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（自家用の乗用自動車に限る）について、車両重量に応じた一定の負担を求めるとされた。いずれも具体的な税率は2027年度税制改正で結論を得るとされているため、以下のとおり要望する。

【会員企業の声】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ ガソリン車はガソリン税を払っているが、EVは補助金が出ている一方ガソリン税を支払わずに道路を走っている状態であり、公平性について議論すべきである。 |
|---|

要望事項
・ 電気自動車および燃料電池自動車には脱炭素化に向けて普及が期待されるという役割がある一方、重量が増えると道路への負荷等がそれに応じて大きくなることも踏まえた、公平・中立な負担

② 燃料課税

ア 軽油引取税

中東情勢の緊迫化や円安により、軽油価格が高騰しているところ、物流のモーダルシフトを支える倉庫業や港湾運送業のエネルギー費用の負担軽減のため、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 船舶、鉄軌道用車両、荷役機械等の動力源に使用される軽油を対象とした軽油引取税の課税免除の特例(2024年度適用額750億円)の延長

イ 二重課税の解消

ガソリン価格についても、中東情勢の緊迫化や円安により高騰しており、事業者および生活者の負担増となっているため、以下のとおり要望する。

要望事項
・ ガソリンの小売価格を構成する揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税の廃止

③ 鉄道におけるバリアフリーの促進

自動車のみならず、鉄道も交通インフラとして重要であり、高齢者、障がい者を含むすべての人が安心して生活できるユニバーサル社会の実現のため、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 鉄道等の駅に設置されたエレベーターやホームドアの固定資産税、都市計画税にかかる特例措置(2024 年度適用額 317 億円)の延長

(3) 国際課税

グローバル・ミニマム課税の実施をはじめとする国際課税ルールの見直し世界的に進む中、多国籍企業を取り巻く税務環境は一層複雑化している。加えて、無形資産の重要性の高まりなどにより、国際取引に係る税務リスクおよびコンプライアンス負担は増加している。国際的な制度設計との整合性を確保しつつ、国際貿易の円滑な実施、過剰な課税の防止や実務負担の軽減に資する税務運用となるよう、以下のとおり要望する。

① 国際課税の新たな枠組みの確立に向けて

2026 年 3 月に開催されたシンポジウムでの米国の発言を受け、OECD は各国が単独で「デジタルサービス税 (DST)」を導入するような状態を避けるため、多国間協議の枠組みをいったん見直し、デジタル経済課税「第 1 の柱」の再検討を行う意向を示した。再検討にあたっては、デジタル経済において AI の重要性が増しており、AI の精度や価値は、アルゴリズム開発だけでなく、データの提供やフィードバックを行うユーザーの貢献からも生成・向上されることを踏まえるべきである。具体的には、以下のとおり要望する。

要望事項
・ AI による利益が、AI の価値向上に寄与しているともいえる利用者を含め誰に分配されるべきであるのかなどの観点を踏まえ、AI 時代の新しい価値創造の仕組みに合わせた、公平な国際課税ルールの再構築

② 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制（以下「C F C 税制」という。）は、外国子会社等を利用した租税回避を防止するため、外国子会社等の活動実体に基づかない所得を日本親会社等の所得に合算して法人税を課税する制度である。一方、同様に租税回避を防止するため、年間総収入金額が一定額以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率以上の課税を確保する制度がグローバル・ミニマム課税である。C F C 税制については、グローバル・ミニマム課税の導入により両制度の適用対象となる企業に膨大なコンプライアンスコストが生じていることから、可能な限り両制度の共通化を図るべきである。その際には、C F C 税制を国際合意されたグローバル・ミニマム課税に合わせていく必要がある。具体的には以下の見直しを要望する。

要望事項
・ グローバル・ミニマム課税で用いられる情報や計算結果をC F C 税制でも利活用するようにし、両制度の情報収集や計算について二重で生じている負担を一定程度軽減すべき ・ 判定対象となる外国関係会社数を減少させるため、グローバル・ミニマム課税において基準税率が 15%と国際的に合意されたこと等を踏まえ、対象外国関係会社および部分対象外国関係会社に係る適用免除税率を 20%以上から 15%以上に引き下げるべき

③ 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

海外で得た利益をわが国経済の成長につなげるためには、国内の親会社等に配当として還流する資金を増やすとともに、その資金を国内投資や賃金に回す必要がある。このため、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合の、95%から 100%への引き上げ

3. 中部圏の産業・地域インフラの強化

(1) 自律的な地方財源に基づく地方自治の確立

地域創生の成功には、各地域がそれぞれの特色を生かして地域経済を活性化させるよう、自律的に取り組むことが重要である。そのためには、地方分権を進め、自主財源を安定的に確保するとともに、受益と負担を明確化して、地方自治体がこれまで以上に課税と行政サービスに対して責任を果たしていく必要がある。

この点、2026年度与党税制改正大綱は、「財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」と指摘し、地方法人課税や固定資産税が東京都に集中していること、その東京都に人材を供給しているのは地方であることなどを踏まえ、「東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」としている。首都圏と地方の税源の偏在を解消するために、同大綱が2027年度税制改正において地方法人課税にかかる「追加的な措置」を検討するとしていることに期待する。

① 都市・地方間での偏在性の小さな地方税体系の構築に向けて具体的な検討を加速すべき

地方自治体が住民に必要な行政サービスを安定的に提供するためには、自主財源を十分かつ安定的に確保することが重要である。現在は、国と地方の税収割合（6：4）と歳出割合（4：6）が逆転しており、住民の受益と負担の関係が不明確となっている。このため、地方自治体の財政規律の向上や受益と負担の明確化に向け、国から地方への財源移譲を進めるべきである。

また、地方交付税や国庫補助金への依存を抑え、個人住民税や固定資産税など直接税の充実を図る必要がある。さらに、税収の偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人二税を縮減し、比較的安定した税収が見込める地方消費税の拡充へ軸足を移すべきである。

② 地域社会の会費的性質の地方税について、企業に偏る超過課税（法人住民税等への超過課税）を廃止すべき

地方税は地域の公共サービスを支える財源であるため、応益課税の考え方が重要である。企業が地域行政サービスの受益者であることから一定の負担を求めることには合理性があるものの、地方税法に定められた標準税率を超える超過課税の大半が法人課税に偏っている現状は、税の公平性を損ない、企業活動や財政規律にも悪影響を及ぼしている。

このため、各地方自治体は企業の適切な負担水準を十分に検討し、法人課税に偏る超過課税については、廃止を含めた見直しを行うべきである。

また、資本金1億円超の普通法人に課される法人事業税の外形標準課税は、付加価値割が実質的に賃金への課税となり、雇用や賃上げを抑制するおそれがある。地域経済への影響も踏まえ、地方税の財源を確保したうえで、外形標準課税は基本的に廃止する方向で見直すべきである。

③ 地方自治体への寄附税制の改善：使いやすい制度に整備し、多くの企業からの寄附や持続的な寄附活動につなげるべき

少子高齢化に伴う人口減少により、多くの地方自治体が財政的な課題を抱えている。企業の寄附は自治体財政の改善や行政サービスの向上、地域活性化につながるものであり、企業の地域貢献としても意義が大きい。

一方で、会員企業からは寄附金の使途が不明確であることや自治体の予算運営への懸念から、寄附をためらう声もある。また、企業版ふるさと納税制度は寄附の拡大に一定の成果を上げているものの、対象事業が認定案件に限定されるため、企業の選択肢が少ないとの指摘もある。

今後は、企業の意見を踏まえながら制度の利便性や透明性を高め、より多くの企業による継続的な寄附を促進できる仕組みへ見直していく必要がある。

（2）中部圏発の産業・技術で、地域を、日本を元気に

① 地域未来戦略に基づく戦略産業クラスター計画や地域産業クラスター計画と連携した地域産業への投資を促すさらなる税制支援の検討（重点要望項目）

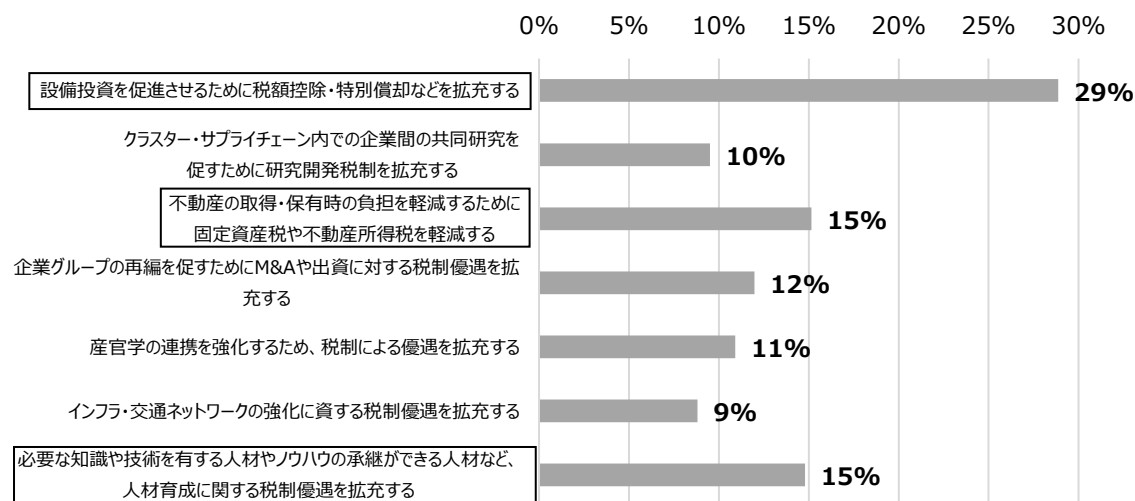
高市政権は、2025年11月に設置した「地域未来戦略本部」を司令塔として、わが国全体の経済成長を牽引する「日本成長戦略」と、その成果を地方へ波及させる「地域未来戦略」を一体的に推進している。日本成長戦略では、戦略17分野を定めた「官民投資ロードマップ」に基づき、2040年度までに官民総額370兆円超を投資する計画を公表している。この日本成長戦略を地域で具体化するため、地域未来戦略において、国（各地の経済産業局等）による「戦略産

業クラスター計画」の策定が進む一方、地方自治体が主導する「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」を通じた地域経済の底上げが図られる方針である。

戦略産業クラスター計画は、戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点とする産業集積を促すものであり、当地（中部経済産業局管内¹⁵）においては「航空・宇宙・防衛」「半導体」「水素・アンモニア等」が候補として挙げられている。本計画では、企業の設備投資促進、成長資金への対応、インフラ・拠点整備、規制・制度改革、産業人材育成などを計画的に進めることとされており、補助金や助成金などによる直接的な支援に加え、設備投資額に応じた税額控除や特別償却など税制面からも企業の投資を後押しすることを求める。

会員企業へのアンケート調査において、「産業クラスター形成にあたり税制面から必要だと思う支援」を尋ねたところ、「設備投資を促進させるために税額控除・特別償却などを拡充する」が29%、「不動産取得時・保有時の負担を軽減するために固定資産税や不動産取得税を軽減する」と「必要な知識や技術を有する人材やノウハウの承継ができる人材など、人材育成に関する税制優遇を拡充する」が15%と上位となった（図3-1）。

【図3-1 産業クラスターの形成にあたり税制面から必要だと思う支援：回答企業数 154 社】



¹⁵ 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県を管轄

当地の戦略産業クラスター計画の候補として取り上げられている半導体産業については、本会は2025年6月、東海・信州 国立大学等連携プラットフォーム（C²—FRONTS）¹⁶とともに、当地におけるさらなる振興に向けた共同検討会を設置し、半導体産業の振興に必要な人材の育成および確保に向けた産学連携や半導体産業の振興に向けた調査を実施している。当該検討会に参加する企業に対し、主に、当地の半導体産業のさらなる成長に繋がる「サプライチェーン強靱化」、国際的なイコールフットィングに資する「諸外国との競争力確保」の視点から、税制支援のあり方をヒアリングしたところ次の声が聞かれた。

【共同検討会参加企業の声】

サプライチェーン強靱化
・ 大胆な税制優遇を行う経済特区の創設が効果的である。 ・ サプライチェーン内の企業から部素材を優先調達できる仕組みが必要。 ・ 工場立地により事業所税¹⁷の課税有無が異なるのは、産業競争力低下につながるのではないか。 ・ 一気通貫のサプライチェーンを目指すのか、特定の技術に特化するのか、ビジョンの明確化が必要。
諸外国との競争力確保
・ 多額の支援（税制優遇、補助金）を受けている外国の競合企業に渡り合える大規模な支援を求める。 ・ 諸外国では課税されることが少ない、償却資産への固定資産課税は負担となっている。 ・ 「シリコンサイクル」により利益水準変動が激しく単年度で優遇を受けきれない場合がある。諸外国で導入されている繰越控除や繰戻還付の仕組みが必要。

以上の会員企業へのアンケート調査や共同研究会参加企業の声を踏まえ、地域未来戦略に基づき各クラスター計画地域における施策が検討されるにあたり、以下についても措置されるよう要望する。

¹⁶ 東海・信州の8国立大学法人9大学と6国立高等専門学校が連携し、さまざまな課題や社会からの要請に対応するために構築されたプラットフォーム

¹⁷ 政令指定都市や人口30万人以上の指定都市等が都市環境の整備および改善に関する事業の費用に充てるために課する目的税。一定規模以上の事業所を有する法人又は個人に対し、事業所の床面積に応じた「資産割」および従業者給与総額に応じた「従業者割」が課される。

要望事項（重点要望）
設備投資の促進 ・ 戦略産業クラスター計画・地域産業クラスター計画内の設備投資に対し手厚い支援をすべく、大胆な投資促進税制を拡充すべき。（再掲） ・ 産業用地取得を促進するため、不動産取得税、登録免許税、固定資産税、都市計画税を減免すべき。 ・ 生産拠点の誘致・拡充や従業員の賃上げを促進するため、産業クラスター計画内の市町村が徴収する事業所税を減免すべき。
サプライチェーン強靱化 ・ クラスター内での物流の循環を活性化するため、クラスター内で部素材を調達する場合、調達額に応じた税額控除・所得控除を措置すべき。 ・ クラスター内で知識・技術・ノウハウを承継するため、賃上げ促進税制における教育訓練費の上乗せ措置¹⁸のような人材育成に資する税制優遇を拡充すべき。
諸外国との競争力確保 ・ 国際的に比較して高い水準にある法人実効税率を引き下げるなど、大胆な税制優遇を措置すべき。 ・ 事業資産に対する固定資産課税は廃止すべき。（再掲） ・ 企業の予見可能性を高めるため、控除しきれなかった税額控除分について、繰越控除の拡充および繰戻還付を導入すべき。

② 地域の強みを生かした中部圏スタートアップ・エコシステムの発展に資する税制優遇を措置すべき

2025 年度から第 2 期事業が始まったスタートアップ・エコシステム拠点都市について、これまでの愛知県、名古屋市、浜松市等に加え、静岡県、岐阜県、三重県が対象に加わった。また、2024 年には国内最大級のオープンイノベーション拠点である STATION Ai が開業したほか、2025 年から国内外のスタートアップや専門家が一堂に会するグローバルイベントである TechGALA Japan が名古屋市を舞台に開催されるなどなど、中部圏において、ハード、ソフトの両面から産官学金が連携してスタートアップ・エコシステムの発展を支える環境の整備が進んでいる。

¹⁸ 前年と比較した従業員に対する教育訓練費の増加額に応じて適用される上乗せ措置。2025 年度末をもって廃止された。

今がまさに、中部圏の強みであるものづくり産業とスタートアップの融合により新たな価値を創造するとともに、次代のスタートアップを創出・成長させるモデルの構築に取り掛かる絶好の機会である。こうしたことから、以下の税制優遇措置を要望する。

ア ものづくり関連のスタートアップの支援強化につながる税制優遇を措置すべき

スタートアップへのVC等による投資期間は、概ね10年間である。一方、一般的なスタートアップの収益は、事業開始後数年間は赤字で推移し、概ね7年目以降に黒字化する傾向にある。

中部圏のスタートアップの特徴は、自動車を中心とした製造業に関連した素材研究・サービス開発に携わる企業が多い点である。こうした企業において今後の事業の中心になると見られる次世代電池、高性能軽量材料などの製品や自動運転技術などのディープテック領域の研究開発は、従来の事業より収益化に時間を要すると言われている。

スタートアップの安定的な経営を支える既存税制については、適用要件に「法人設立時期の要件」¹⁹が定められている。

従来のスタートアップの収益化までの期間はもちろん、ものづくり関連のスタートアップについては収益化までの期間の長期化が見込まれる点から、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 既存税制の「法人設立時期の要件」を緩和し、より長期的な目線で支援すべき

イ 中部圏の企業による当地域のスタートアップへの出資を促す税制優遇を措置すべき

中部圏は東京と比べ、スタートアップへの資金の出し手が少ないと言われている。しかしながら、中部圏に数多く存在する製造業を中心とした収益性・成長性の高い企業やそれらを支える安定した金融機関は、スタートアップへの資金提供者としてのポテンシャルを有している。中部圏の企業や金融機関が中部圏のスタートアップへの出資を目的としたCVC、VCを設立したり、それらに出資したりしやすい環境を整備することで、地域のス

¹⁹ 「設立15年未満（設立10年以上の場合は営業損失を生じているもの）」（研究開発税制のオープンイノベーション型[スタートアップとの共同研究等]）、「設立5年未満」（国家戦略特区における所得控除）など、税制の適用要件に法人設立時からの期間が定められている。

スタートアップに資金が供給され、事業の成長を通じて地域にヒト・モノ・カネを還元するという循環が生まれる可能性が高まる。

こうした経済の好循環を生み、中部圏のスタートアップ・エコシステムの成長・発展につなげるために、以下のとおり要望する。

要望事項
・ スタートアップ・エコシステム拠点都市を新たな経済特区に指定し、域内のスタートアップやそれらへの出資者に対する大胆な租税特別措置を行う

ウ 国外から資金・人材を呼び込むための税制優遇措置を検討すべき

国内のスタートアップ、CVCおよびVCは東京に集中しており、各地方は、これらの企業の東京からの呼び込みに苦勞している。しかしながら、グローバルの視点で捉えると、東京から地方への移転は日本という一地域の中での資金や人材の付け替えに過ぎず、わが国全体の経済成長に寄与するとは言い難い。スタートアップの成長を通じてわが国の経済をこれまで以上に成長・発展させていくには、スタートアップ、CVCおよびVCの国内での移転ではなく、国外からの呼び込みにより一層注力すべきである。

現状では、海外投資家が日本のVCにLP出資する場合、非課税特例²⁰が設けられており、2026年度税制改正によって持分割合要件が25%未満から50%未満へと大幅に引き上げられるなど、投資呼び込みの門戸は広がりつつある。しかしながら、こうした入り口の緩和が進む一方で、一定の要件を満たさない場合には、配当金受け取り時や株式売却時に、国際的に高い税率と言われるわが国の法人税が課税される課題は解消されていない。

ところで、LP投資のうち海外投資家による投資割合が大きいシンガポールでは、法人税が国際水準より低い(17%)ほか、一定のキャピタルゲインに対する課税が非課税²¹になるなど、海外の投資家から資金を呼ぶ込む魅力的な税制優遇が措置されている。その結果、同国のVCへの出資における海外投資家の比率は9割を超えている。

また、海外のスタートアップを呼び込むためには、事業活動のインセンティブとなる税制優遇の措置が必要である。

²⁰ PE 課税特例。ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して課税されるのが原則であるところ、一定の要件を満たす者については非課税とする特例。

²¹ 投資先企業の普通株式の20%以上を、株式売却日の24カ月以上前から継続して保有していることなどが条件。

以上のことから、東京以外の地域を対象に、国外から投資家やスタートアップを呼び込むための大胆な税制優遇の措置を下表のとおり要望する。

要望事項
海外投資家による国内スタートアップへの投資促進
・ 海外投資家に課される法人税率の大幅な引き下げやキャピタルゲインに対する課税の減免など大胆な税制優遇措置が必要
海外のスタートアップの呼び込み
・ 国家戦略特区における「所得控除制度」のような、事業活動のインセンティブとなる税制優遇を措置すべき
・ 上記に加え、外国人起業活動促進事業 ²² （いわゆる「スタートアップビザ」）の一層の活用も有効

エ スタートアップの製品・サービスを導入する企業への税制優遇措置を通じてスタートアップの成長を促すべき

中部圏のスタートアップ・エコシステムの活性化には、需要開拓を通じたスタートアップと中部圏の企業との連携も重要である。スタートアップが開発した製品やサービスを企業が導入する場合、イニシャルコストや製品への信頼性がネックとなり導入が進まないケースが多い。また、既述のとおり、スタートアップは設立以降、赤字が一定期間続く傾向にあることから、税制優遇措置による直接的な支援の効果は限られる。間接的ではあるが、需要家としての既存企業の需要を喚起することでスタートアップへの支援としての効果が見込めるのではないか。スタートアップと中部圏の企業の接点を創出するため、以下のとおり要望する。

要望事項
・ スタートアップの製品やサービスを導入した企業を対象に、当該投資に対する税額控除や特別償却といった税制優遇を措置すべき

²² 創業を志す外国人が「経営・管理」ビザの認定を受けるにあたって必要な事務所開設や資本金の要件について、経産省が認定した場合に最大2年間猶予する制度。「国家戦略特区 福岡市グローバル創業・雇用創出特区」において効果が実証され、2025年1月から全国展開された。

③ 電気・ガス供給事業における法人事業税の収入金課税の見直し

電気供給業および大半のガス供給業の法人事業税における課税標準は「収入金額」が採用され、その他の事業とは取り扱いが異なる。2020 年度税制改正により、電気供給業の発電・小売事業の 2 割に対し、資本金に応じて外形標準課税または所得課税が、また、2022 年度税制改正により、ガス供給業の中堅・中小事業者に対して他の事業と同様の課税標準が採用されることとなった。しかし、大半は依然として収入金額をベースに課税されている。

収入金額が課税標準として採用された当初の理由は、これらの事業が地域独占企業による料金認可制であり、税金の価格転嫁が容易であること、また、料金認可制により所得金額が低く抑えられることから、所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないためであったと解される。しかしながら、電気・ガスの小売全面自由化によって、当該業種の経営環境は大きく変化しており、上記理由による収入金への課税は合理性を失っている。

これらの点を踏まえ、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 2026 年度与党税制改正大綱の記載内容に則り検討を進め、競争環境の公平性の観点からも課税標準を見直し、その他の事業と同じ課税標準を採用すべき

(3) 地域経済・サプライチェーンを支える中堅・中小企業の経営支援（重点要望項目）

わが国の企業の 99%以上を占めると言われる中小企業は、各地の生産基盤や技術基盤を担い、地域の雇用を支えている。また、中堅企業は、各地域に一定規模のサプライチェーンを形成し、旺盛な設備投資や積極的な賃上げを通じて地域経済を力強く牽引している。

これに対し政府は、中小企業の飛躍的成長を後押しする「100 億宣言」制度を創設し、成長意欲の大きい中小企業の設備投資に対して補助金による支援を実施している。また、中堅企業に対しても、令和 6 年以降、設備投資支援の強化や賃上げ税制などの租税特別措置における「中堅企業枠」の創設をはじめとする支援策の拡充を進めてきた。

しかしながら、物価高騰に伴うコストの増加や人手不足の深刻化など、企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい。特に中堅・中小企業は、大企業と比較して経営リソースが必ずしも十分ではなく、経営環境の変化に対して脆弱であり、地域経済の牽引や雇用維持の役割を果たし続ける上で大きな課題となっている。今後、中堅・中小企業が、従業員を安定的に採用・定着させ、自

社ひいては地域の成長に資する投資を継続していくために、現行の支援策をさらに充実させることが必要である。

① 中堅・中小企業の成長支援、投資促進、財務基盤強化に資する税制支援の期限延長・拡充・要件緩和

ア 既存税制の拡充・要件緩和

中堅・中小企業の成長支援、投資促進、財務基盤強化に資する以下の税制は、2026 年度末に適用期限を迎える。会員企業へのアンケート調査において各税制について個別の要望をヒアリングしている。下表記載の税制について、期限延長、要件の緩和および拡充を求める。

会員企業からの意見・要望（重点要望）
中小企業の法人税率の軽減（2024 年度適用額 47, 129 億円） ・ 継続を希望する ・ 優遇を拡充してほしい
中小企業経営強化税制（2024 年度適用額 4, 930 億円） ・ 事前手続を簡素化してほしい ・ インセンティブを強化するとともに、中小企業に限らず、中堅企業も対象に追加してほしい
中小企業投資促進税制（2024 年度適用額 2, 226 億円） ・ 適用基準額を引き下げるとともに、研究開発投資については優遇を拡充してほしい ・ 中小企業に限らず、中堅企業も対象に追加してほしい
中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）（2024 年度適用額 199 億円） ・ 継続を希望する

イ 人手不足の解消・老朽化対応など投資の目的に応じた要件を設けるべき

中堅・中小企業においては、深刻な人手不足に対応するため、従来は従業員が手作業で実施していた業務を機械で代用するような設備投資を余儀なくされる事例も多い。また、事業を継続するため、老朽化した設備を同等のものに更新する事例も多い。しかし、こうした防衛的な投資は必ずしも生産性向上に直結するわけではない。現行の多くの設備投資関連税制では、生産性向上を要件としているため、こうした代替投資は優遇措置の対象外となるという課題がある。よって、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）

- ・ 人手不足や老朽化への対応として事業継続のために必要不可欠な設備投資であっても、現行税制の活用が困難である実態に鑑み、生産性向上だけでなく、人手不足対応や老朽化対応など設備投資の目的に応じた要件を設定する

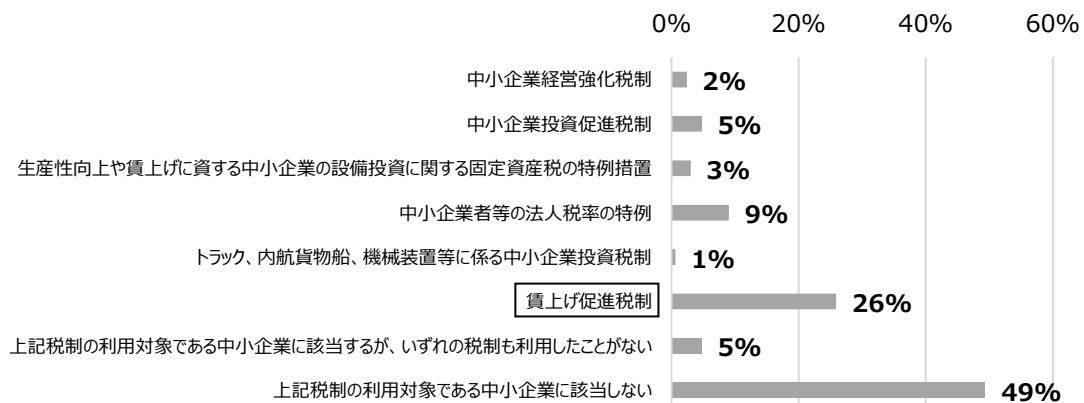
② 中小企業の人材確保・育成に資する賃上げ促進税制の期限延長

賃上げ促進税制(2024年度適用件数 294,287 件／9,560 億円)は 2026 年度税制改正において、全企業向け(主に大企業)は 2026 年 3 月末、中堅企業向けは 2027 年 3 月末の廃止が決定された。一方、中小企業向けの措置について、廃止については言及されていないものの、2027 年 3 月末が適用期限となっている。

会員企業へのアンケート調査によると、中小企業向け税制のなかでも特に利用実績が多く、中小企業の持続的な賃上げに貢献している(図 3-2)。

中小企業は、大企業や中堅企業と比較して財務基盤や知名度等の面で不利な状況にあり、採用や研修など「人材確保・育成」に投じることのできる経営資源に限度がある。しかしながら、中小企業はサプライチェーンの裾野を支えており、地域からの人口流出を食い止める上で重要な機能を担っているため、中小企業の人材確保・育成の基盤を強化することは地域経済の活力を維持させる上で極めて重要性が高い。

【図 3-2 活用したことがある中小企業向け税制：回答企業数154社】



また、要件や手続に関して、会員企業へのアンケート調査において「賃上げ率の基準が高い」「控除額の拡充を求める」「計算・手続を簡素化してほしい」などの声が上がっている。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）

- ・ 中小企業が人的資本投資を継続できるよう、中小企業向けの賃上げ促進税制の適用期限の延長、適用基準の見直しなどの要件緩和、手続の簡素化

③ 法人版事業承継税制「特例措置」の期限到来後のあり方を検討すべき

わが国の経済、とりわけ地域経済を牽引する中小企業の経営資源を次世代へと円滑に引き継ぐことは、持続的な地域経済の発展において非常に重要な課題である。

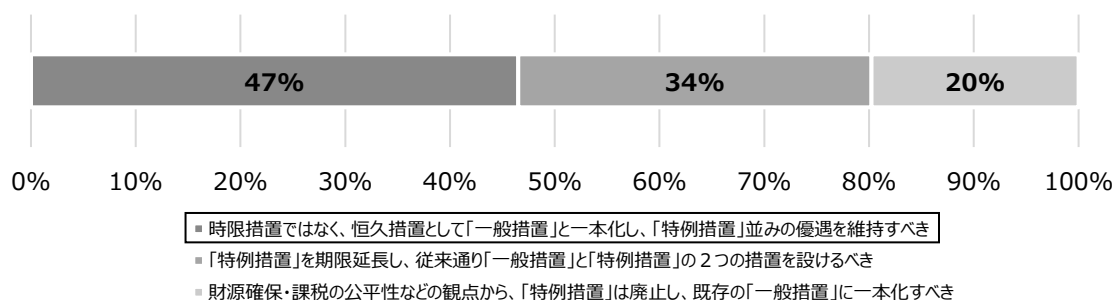
2018 年度税制改正において抜本的に拡充された法人版事業承継税制の特例措置（以下、特例措置）は、自社株式の承継に係る後継者の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする画期的な制度として、これまで円滑な事業承継の強力な後押しとなってきた。

現行の特例措置は、2027 年 9 月末に特例承継計画の提出期限、同年 12 月末に事業承継期限を控えており、期限到来後の事業承継税制のあり方について、以下のとおり要望する。

ア 法人版事業承継税制「特例措置」の恒久化

地域経済の担い手である中小企業の円滑な事業承継を後押しするためには、常に最適な承継手段を選択できる環境が整っている必要がある。会員企業へのアンケート調査において、「特定措置の適用期限到来後のあり方」について設問しところ、以下の結果となった（図 3－3）。

【図 3－3 「特例措置」の適用期限到来後のあり方：回答企業数154社】



要望事項（重点要望）

- ・ 2027 年に期限を迎える現行の特例措置について、時限措置ではなく、今後は「一般措置」と一本化した上で、特例措置並みの優遇（納税猶予割合 100%、猶予対象株式数の上限撤廃、雇用確保要件の弾力化等）を維持した恒久措置とすべき

イ 利用促進を図るための見直し

(ア) 非上場株式の保有に関する要件の緩和

現行制度は、自社株式を承継した後継者が、次世代へのさらなる承継や自身の相続発生時点まで株式を保有し続けることが要件であるが、自社株式の譲渡を伴う選択肢が制限されているとの指摘が会員企業から多く寄せられている。将来的なM&Aや他社との資本提携といった機動的な経営戦略が制限されることは、中小企業の成長機会を奪いかねない。多様な選択肢を確保する観点から、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
・ 法人版事業承継税制の要件について、「一定期間の雇用の維持や賃上げ、事業継続を行った場合の猶予税額の免除」や、「企業のさらなる成長・発展を目的とした投資やM&A等の実施時に納税を猶予・免除する」など、柔軟に緩和すべき

(イ) 事務負担の軽減

本税制の利用を検討しながら断念した企業からは「都道府県や税務署に提出する報告書等の作成負担が過大である」との声が多く聞かれる。制度利用者からは「特例承継計画の作成、特に認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の指導・助言要件のハードルが高い」との声が聞かれる。より多くの企業が活用できるよう、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
・ 提出書類の簡素化や報告頻度の削減を行うとともに、特例承継計画の策定における認定支援機関の関与についての要件を廃止し、事業者自らの意思決定による迅速な申請を可能とすべき

(ウ) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

2024年の会計検査院による指摘を踏まえ、現在国税庁の有識者会議にて、非上場株式の評価方法の見直しに向けた議論が進められている。

現在の制度下においては、多くの企業で、承継時の税負担を回避するための対策や、相続税、贈与税の納税資金を確保するための対策として、高額な役員報酬や役員退職金が支給されるなど、企業の成長投資に回るべき資金が本来の経営目的とは異なる用途に用いられている。

上記有識者会議では、簿価純資産に将来5年分の超過収益を加減算して評価する方式に一本化する方針が示された。

この算定方式によると、事業を成長させ、着実に利益を上げてきた中小企業の評価額が大きくなり、円滑な事業承継の確保が困難となる可能性があるとの声が会員企業から聞かれており、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
・ 円滑な事業承継が行われるよう、必要に応じて、後継者の税負担が過大なものとならないような株式評価方法を要望する

（４）地域における生活・経済の持続性確保

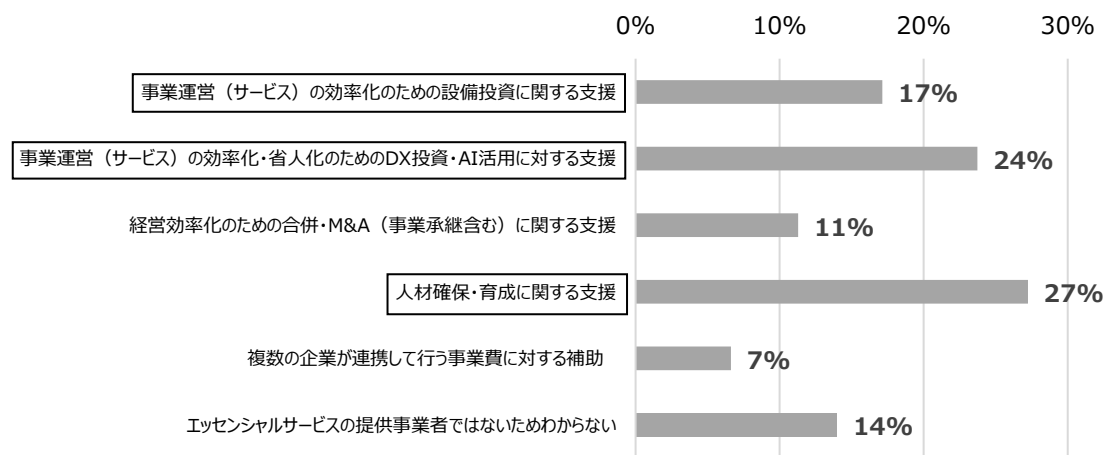
中部圏では人口減少・高齢化の進展により、地域経済基盤の弱体化や生活サービス機能の維持が大きな課題となっている。このような状況の下で、地域における生活・経済の持続性を確保するためには、地域経済を支える事業者の支援や、地域経済や地域社会の担い手となる住民の流出防止および移住・定住の促進を図ることが必要である。

① 地域経済を支える事業者支援（重点要望項目）

地方部や中山間地域において、交通、物流、エネルギー、小売、医療・介護など地域生活を支えるエッセンシャルサービスの維持が課題となっている。エッセンシャルサービスは経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながると、工場等の機能不全や国内投資・立地促進の制約を生じさせるおそれがある。

会員企業へのアンケート調査においては、エッセンシャルサービスの持続性を確保するために必要な支援は「人材確保・育成に関する支援」「事業運営（サービス）の効率化・省人化のためのD X投資・A I活用に対する支援」「事業運営（サービス）の効率化のための設備投資に関する支援」が多数を占めた（図3-4）。

【図3－4 エssenシャルサービスの持続性を確保するために必要な支援：回答企業数154社】



エssenシャルサービスの持続性の確保については、国は産業競争力強化法を改正し、事業者によるエssenシャルサービス供給事業の持続性確保に資する事業運営の効率化に取り組む事業計画の認定制度を創設した。この中で事業者等の効率化（生産性向上）の方法として、合理化（業務効率化）、多角化または広域化その他の事業の効率化を挙げ、これらに取り組む計画が認定された事業者が利用できる特別利率による制度融資や債務保証などの金融支援措置等を定めている。

これに加え、地方部や中山間地域におけるエssenシャルサービスは収益の確保が難しいことから、以下を要望する。

要望事項（重点要望）	
・	事業の持続性確保のための税制面の支援の拡充
※	登録免許税、不動産取得税、固定資産税の軽減措置や、既存の制度を活用する場合、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制および中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）について、エssenシャルサービスを提供する事業者に対しては生産性に代わる要件を設けるなど要件の緩和や、優遇の拡充など

また、半島・離島など特に地理的・社会的な条件不利性を抱える地域においては、人口減少に加え企業の減少も著しく、エssenシャルサービスに限らず地域経済が縮小している。こうした地域での設備投資を促し、地域の事業活性化、雇用創出等につなげるため、以下のとおり要望する。

要望事項
半島および離島における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税)(2024年度適用件数 56 件／3 億円)、過疎地域における事業用設備等の割増償却制度(2024 年度適用件数 122 件／13 億円)の延長

② 土地関連税制・住宅関連税制の期限延長

人口減少が進行する地域において、地域経済や地域社会の担い手となる住民の流出抑止、移住・定住の促進を図るためには、安全・安心に住むことができる住宅を確保できることが必要である。

住宅取得に係る税負担の軽減や、マンションに長期的に住み続けるための改修工事の促進、中古住宅を含めた良質な住宅の選択肢を広げるために、以下の措置について適用期限の延長を求める。

要望事項
土地関連税制
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置および条例減額制度の期限延長 - 土地等に係る不動産取得税の特例措置の期限延長(2024 年度適用額 983 億円)
住宅関連税制
- 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の期限延長 - 長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに対する特例措置(固定資産税)の期限延長(2024 年度適用額 1 億円) - 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置(不動産取得税)の期限延長(2024 年度適用額 14 億円) - 省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置(登録免許税)の期限延長 - 相続した空き家を耐震改修や解体して売却した際に税制優遇を受けられる特例(所得税)の期限延長および対象家屋の拡大 - 投機的な取引によるマンション価格の高騰を抑えるための、所有期間に応じた譲渡所得税の重課の強化

③ その他(印紙税の廃止)

印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税である。近年は電子商取引が一般化しているが、紙ベースの商取引にのみ課税されており、課税の公平性を失い、合理性に欠けている。

会員企業からも、「課税文書か否かや、税額の確認が煩雑である」との声が聞かれた。これを踏まえ、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 印紙税(2024 年度収入額 1 兆 442 億円)は合理性を失っているだけでなく、商取引の振興や事務負担軽減ひいては働き方改革の観点からも廃止すべき ・ 廃止に到らない場合は、本年度末に期限を迎える「工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の軽減措置」の延長

4. 多様な人材の活躍

(1) 人手不足解消にむけた労働力確保・人材育成に対して税制面から支援すべき

少子高齢化や東京一極集中に伴う人口流失などの要因により、地域経済における人手不足はますます深刻化している。

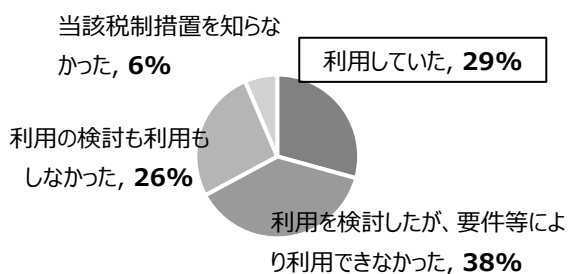
既述のとおり、人手不足解消のためにDX投資を実施する事例もあるが、人手を完全に置き換えることは困難である。限られた労働力を確保することや、既存従業員への人材育成といった企業の取り組みに対し、手厚い支援を実施することの重要性が高まっている。

① 若年層、外国人材における業務に必要な能力の取得・向上、中堅層以降におけるリスキリングを支援すべき

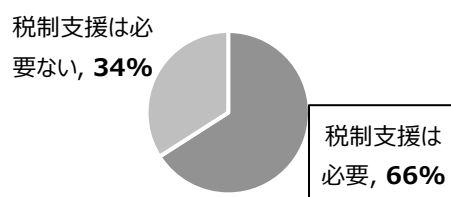
2026 年度税制改正において、賃上げ促進税制における教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止となった。会員企業へのアンケート調査によると、当該措置を「利用していた」企業は 29%であり、「利用を検討したが、要件等により利用できなかった」企業は 38%となった（図 4－1）。

また、当該措置の廃止により、教育訓練費に対する税制面からの支援はなくなったが、その必要性について、66%の企業が「税制支援は必要」と回答しており、継続して企業の需要があることが認められる（図 4－2）。

【図 4－1 教育訓練費に対する税制支援の利用状況：回答企業数154社】



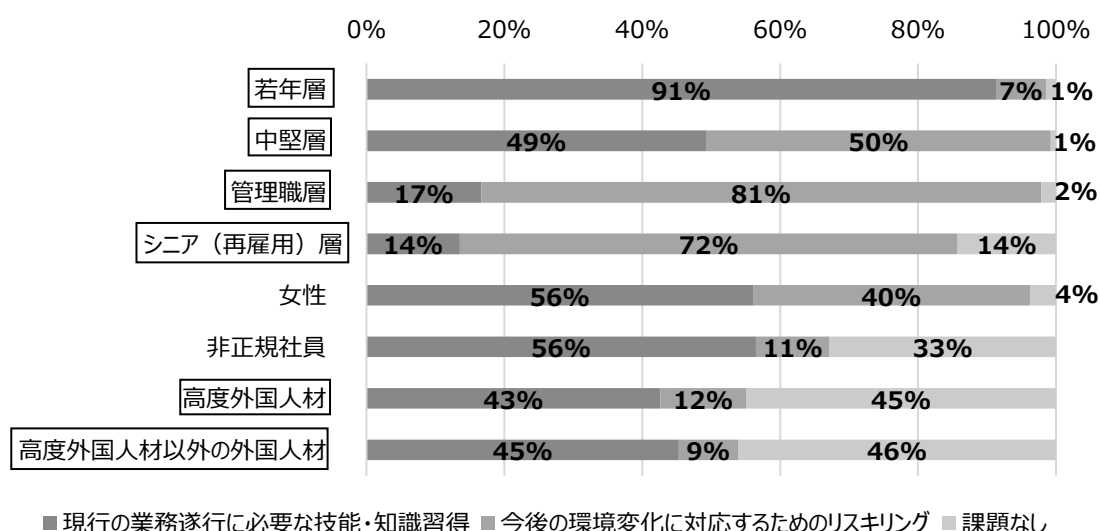
【図 4－2 教育訓練費に対する税制支援の必要性：回答企業数154社】



さらに、年齢層や属性ごとに人材育成への支援のあり方についての課題について尋ねたところ、「現行の業務遂行に必要な技能・知識習得」と回答した割合は、若年層で 91%、外国人材(高度外国人材の該当有無問わず)で約 40%となった。

一方、若年層より高い年齢層については、「今後の環境変化に対応するためのリスキリング」との回答割合が高く、中堅層で50%、管理職層で81%、シニア(再雇用)層で72%となった(図4-3)。

【図4-3 人材育成に関する課題：回答企業数154社】



年齢層や属性により企業が求める支援内容は異なっており、以下のとおり、年齢層や属性に応じた教育訓練に対する税制優遇を措置することを求める。

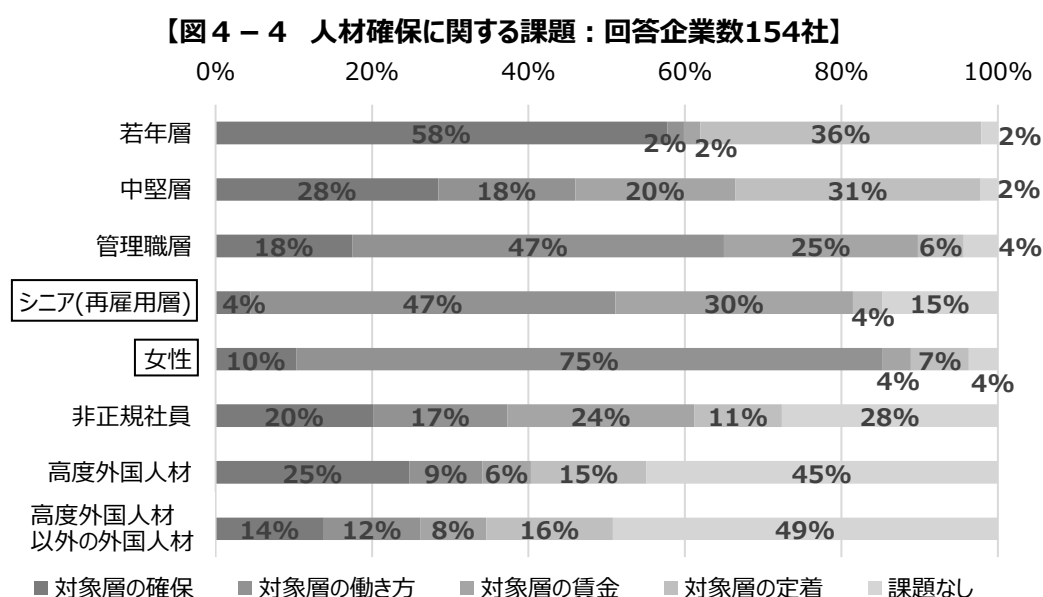
要望事項
若年層・外国人材
・ 現行の業務に必要な能力の取得・向上に資する教育訓練に対する税制支援の措置
中堅層・管理職層・シニア(再雇用)層
・ 今後の環境変化に対応するためのリスキリングに資する教育訓練に対する税制支援の措置

② 多様な人材が活躍できる働き方を支援すべき

深刻な労働力不足に直面する中、わが国経済の持続的な成長を維持するためには、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる環境整備が不可欠である。特に、就業意欲を持つ女性やシニア層、外国人材をはじめとする多様な人材の労働市場への参画と定着は、地域経済における喫緊の課題となっている。現状、女性の活躍においては「年収の壁」の見直しなどの効果もあり就業が進んでいるものの、子育てや介護との両立などの理由で、より柔軟な勤務形態を求める声が根強い。

また、定年引き上げや健康寿命の延伸に伴い、就業意欲が高くかつ相応のスキルを有するシニア層への期待が高まる一方で、個々の体力や生活環境に応じた多様な働き方の選択肢を提供することが、企業側の課題となっている。

会員企業へのアンケート調査において、年齢層や属性ごとの人材確保における課題を尋ねたところ、女性の「働き方」との回答は75%、シニア層の「働き方」との回答は47%に達し、いずれも各対象層で最多の回答となった（図4-4）。



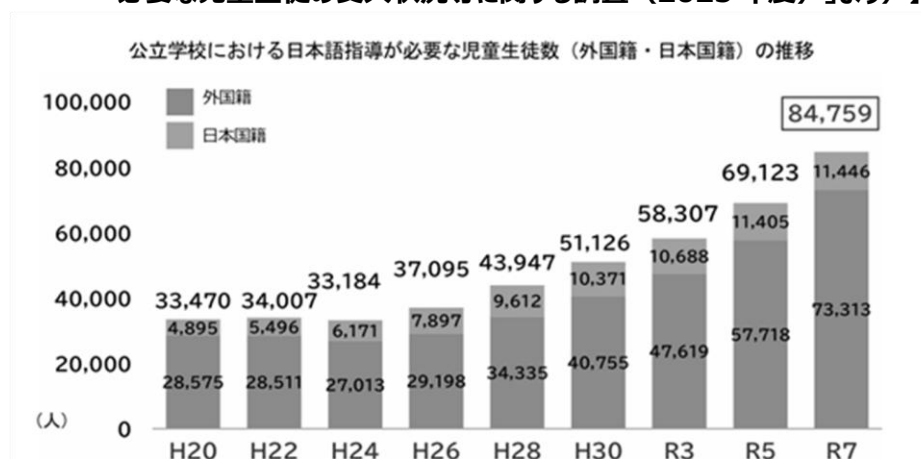
女性やシニア層をはじめとする多様な人材が、個々のライフステージや生活に応じたワークライフバランスを保ちながら活躍できるよう環境整備を進める企業に対する税制面からの手厚い支援を要望する。具体的には、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入に伴い勤怠管理システム等への投資が発生する場合、「デジタル化・AI導入補助金」「働き方改革推進支援助成金」などの予算措置や「中小企業経営強化税制」などの既存制度の活用余地があるものの、中小企業以外への支援が十分であるとは言い難い。したがって、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 企業規模を限定しない、多様な人材活躍と働き方改革のためのシステム関連費用を対象とする税制支援の創設 ・ 育児休業・産前産後休業・介護休業からの復職時に受講する教育訓練費に対する税制支援の創設 ・ 子育てを支援するサービスなどを提供する企業や、家事支援やベビーシッターを利用した個人に対する税制優遇の創設

③ 外国ルーツの児童・生徒に対する日本語教育支援

日本語指導が必要な外国ルーツの児童・生徒数は年々増加しており、2025年度には8万5,000人に迫る勢いである（図4－5）。

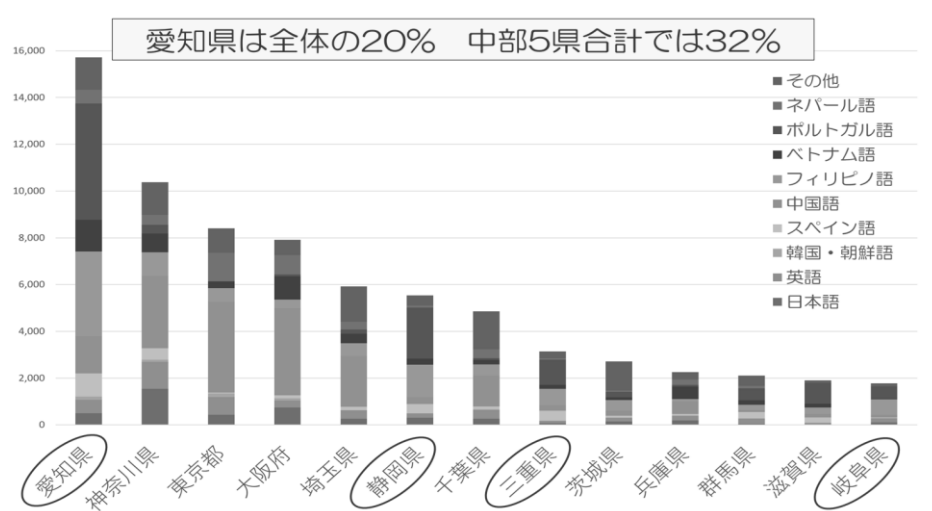
【図4－5 日本語指導が必要な児童生徒数（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2025年度）」より）】



また、都道府県別の人数では、愛知県が最も多く、静岡県、三重県など、ものづくりが盛んな中部圏の人数は他の地域を上回る（図4－6）²³。

²³ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2025年度）」をもとに本会で作成。

【図４－６ 日本語指導が必要な児童生徒数の多い都道府県 上位 13 都府県
(母国言語別 公立学校在籍数)】



学校では、当該児童・生徒に対し特別の配慮に加え、「特別の教育課程」による日本語指導や教科の補習等による支援を実施しているが、日本語指導が必要な生徒について、中学生の高校進学率の低さならびに高校生の中退率および就職における非正規率の高さが目立つ²⁴ことから、学校教育における日本語教育支援だけでは、必ずしも十分とは言えない状況がうかがえる。

現在、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る予算については大幅に不足しており、実務を担う地方自治体は対応に苦慮している。こうした状況から、本会では、2022 年度より、外国ルーツの児童・生徒向け日本語・学習教室の支援として、企業のボランティア人材と教室とのマッチングや会場の手配に苦慮する団体に企業施設の斡旋を実施している²⁵。

日本語・学習教室に対する支援のすそ野を広げ、活動を充実させていくためには、より多くの企業の協力が必要である。

ところで、自社で前例のない支援に踏み出す際のハードルが高い企業は意外と多く、メリットを示すなど一歩踏み出すための仕掛けがあると、支援に繋がりやすい。よって、以下のとおり要望する。

²⁴ 「外国人児童生徒等教育の現状と課題」（2025 年 4 月、文部科学省総合教育政策局国際教育課）によると、日本語指導が必要な生徒の進路状況は以下のとおり。

高校への進学率 日本語指導が必要な中学生：全中学生 90.3%：99.0%

高校の中退率 日本語指導が必要な高校生：全高校生 8.5%：1.1%

就職者における非正規率 日本語指導が必要な高校生：全高校生 38.6%：3.1%

²⁵ 企業のボランティア人材と教室とのマッチングイベントを開催し、一部企業において、ボランティア活動に対する交通費の支給やボランティア活動時間を勤務時間扱いにするなど、社員のボランティア活動に対する理解が進んだ。また、教室運営を支援するため、教室として活用できる場所を提供する企業も見られるようになった。

要望事項
企業が負担する従業員の人件費（就業時間中でのボランティア）や交通費相当額を寄附金の損金に算入できるなどの扱いの検討

④ 高度外国人材の確保に向けて

国内市場の縮小や生産年齢人口の減少を踏まえ、海外展開や販路拡大、訪日観光客の増加に伴うインバウンド需要対応等、国際的に活躍できる高度外国人材への関心が高まっている。高度外国人材研究会報告書²⁶によると、高度外国人材の受入は年々増加しているものの、世界各国に比べると低い水準にある。

ア 高度外国人材を誘致・維持する魅力度向上

高度外国人材を含む多様な人材が活躍できる社内体制の整備が必要であり、まずは人事・報酬制度の基盤整備が必要である。また、より魅力的な処遇の提供も必要であるため、以下のとおり要望する。

要望事項
給与所得や株式報酬に係る税制優遇措置、国外転出時課税のあり方等についての見直し

イ 生活環境の整備

生活環境の整備については、高度外国人材本人の生活に加え、帯同する家族の暮らしや子弟の教育面の充実も欠かせない。

現在、国家戦略特区において、「主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校」（以下「インターナショナルスクール」という。）の用に供される施設の整備に関する事業に対して建物などを対象に特別償却や税額控除が措置されているが、利用は東京に限られる。製造業をはじめ高度外国人材を呼び込みたい企業の拠点やその家族が暮らす地域は、必ずしも特区に指定された地域とは限らない。よって、以下のとおり要望する。

要望事項
インターナショナルスクールに対する税制優遇措置の適用範囲の全国への拡大をはじめとした、高度外国人材の生活環境の整備

²⁶ 2024年7月26日 経済産業省

（２）サプライチェーン全体の人材力の底上げ

・ サプライチェーン上の企業に生産性向上に寄与する人材を派遣する場合の税制優遇を措置すべき

本会は 2026 年 3 月に提言書「D X と G X による製造業のスマート化を起点とした産業の進化と多様化」を公表し、製造業のスマート化を起点とした産業の進化と多様化を実現する道筋を示した。

同提言に先立つ調査研究²⁷によって、データ連携と標準化に関して、「サプライチェーンがデータで分断され全体最適が困難」「システム間のデータ連携や標準化が不十分」「中小企業向け共通 E D I の利用が限定的」といった課題が存在することが明らかになった。

同提言書では、このような課題を解決するため、企業に対して「社内データを標準化し、取引先とのデータ連携を進める」こと、「中小企業に対して E D I の共通化を支援し、受発注業務の効率化とサプライチェーン全体のデジタル化を進める」ことなどを提言している。また、行政に対しては「中小企業向けの共通 E D I の必要性や意義を周知し、発注側となる大企業・中堅企業も含めた普及促進活動を展開する」こと、「データスペース構想を支援し、データスペース参加のための共通ルールを制定する」ことなどを提言している。

こうしたデータ連携の遅れやデジタル人材の不足という構造的課題は、製造業に留まらず、施工管理等のデジタル化を迫られている建設業をはじめ、あらゆる産業のサプライチェーンに共通している。しかし、サプライチェーンの裾野に位置する中小・小規模企業では D X 分野に限らず高度な専門人材が不足しており、自力での対応には限界がある。そのため、中堅・大企業等が自社の高度なスキルを有する専門人材等を取引先や関係子会社へ派遣・出向させたり、自社の研修施設の活用や費用負担などを通じて生産性向上を支援するニーズが高まっている。

しかし、現行税制では、派遣元企業が負担する人件費等が寄附金とみなされることにより、その一部について損金算入が認められないリスクがあるなど、税務上の取り扱いが不透明であり、積極的な人材補完を阻害する大きな要因となっていることから、以下のとおり要望する。

²⁷ 「『D X と G X によるスマート化』に関するアンケート」

調査対象：当会 814 会員に対し、117 会員から回答を得た(回答率 14.4%)

調査期間：2025 年 9 月 25 日～10 月 24 日

要望事項
・ 国内サプライチェーンの維持・生産性向上を目的として、企業が自社の専門スキルを有する人材（D X人材、技術指導員等）を取引先企業や関係子会社に派遣・出向等させたり、自社の研修施設の活用や費用負担などを行った場合、当該費用について、全額損金算入の明確化または当該費用の一定割合を法人税額から控除できるなどの何らかの新たな税制上の優遇措置の創設

5. リスク管理の強化

(1) 南海トラフ地震の被害想定の見直しを踏まえた企業の取り組みに対し税制支援を行うべき（重点要望項目）

内閣府中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、2025年3月、「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」により、10年ぶりに南海トラフ地震の被害想定を公表した。本報告書によると最大クラスの地震による被害量は、この10年間の対策によって一定程度減少したものの、これまで経験したことがない甚大なものであり、高齢化や人口減少等の社会的特性、大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性、沿岸部への物流・産業機能の集中等の国土利用形態といった、わが国の現状や将来の見通しを踏まえると、実被害は被害想定を上回るおそれがあるとしている。

当地の各県も被害想定の見直しを進める中、企業においてもBCP（Business Continuity Plan）、BCM（Business Continuity Management）の見直しが必要である。2026年度版防災白書においても、「大規模地震の発生後に、企業等が事業活動を維持し、又は被害から早期に再開・回復することは、地震による経済的被害を抑えるとともに、被災者や地域が一刻も早く通常の生活を取り戻す上で、重要な役割を担っている。このため、企業等においては、大規模地震の発生に備え、事業継続計画の策定や不断の見直しによる実効性の向上に取り組む必要がある」とされている。また、企業に対しては、「あわせて、発災時の協力に関する協定を地方公共団体と締結することにより、地域の防災力向上に積極的に貢献することも期待されている」と、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと（共助）において一定の役割を果たすことも期待されている。

本会では会員企業を対象に防災についてのアンケート調査²⁸を実施した。この中でも、共助の必要性を指摘する声がある一方で、それに対する補助制度の少なさを指摘する声があった。よって、以下のとおり、企業自身の従業員や関係者、事業継続を守る取り組みに加え、地域の防災に貢献する取り組みを支援する税制等が措置されるべきである。

²⁸ 本会企業防災委員会委員企業を対象に実施。回答期間 2026 年 5 月 8 日～2026 年 7 月 22 日、45 社から回答を得た。

【共助の必要性に関する会員企業の声】

- ・ 南海トラフ地震などの広域災害時を見据えた、平時からの連携協定を構築し、「企業が地域や取引先を支える共助」の視点が必要
- ・ 共助活動に対する補助制度は少なく、官公庁を中心に企業・自治体・関係機関の連携強化が重要

① 企業の自主的防災・減災の取り組み強化

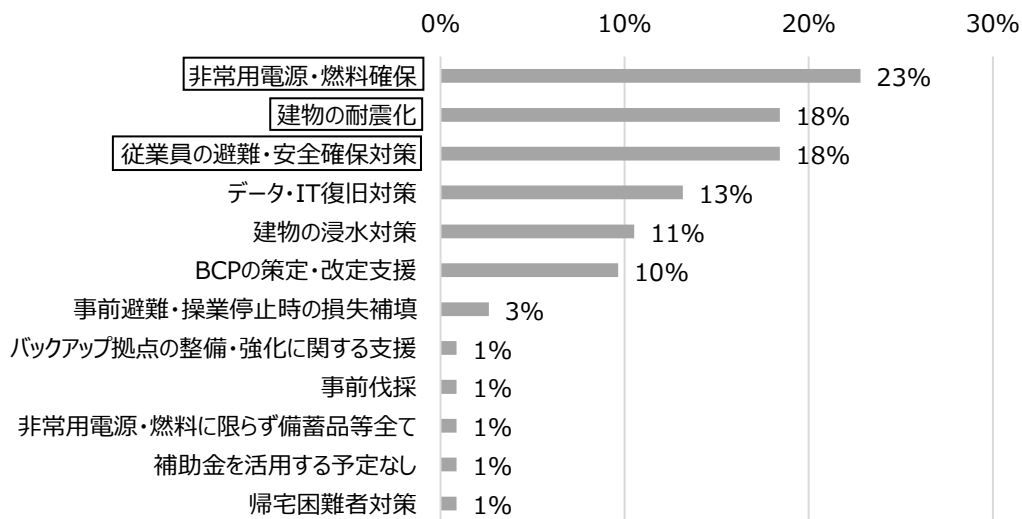
ア 民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）の創設

民間企業に自主的な防災・減災対策を促すうえで、既存の「中小企業防災・減災投資促進税制」（2024 年度適用件数 13 件／適用額微額）や、主要道路沿いの建築物や不特定多数が利用する大規模建築物を対象とした「建物の耐震改修に係る固定資産税の減額措置」（2024 年度適用金額 1 億円）では、支援の対象・範囲として十分とは言えない。

また、会員企業へのアンケート調査では、支援を強化してほしい分野として、非常用電源や燃料の確保、建物の耐震化、従業員の避難・安全確保対策などが挙げられた（図 5－1）。

これを踏まえ、以下のとおり要望する。

【図 5－1 防災・減災に関連する支援を強化してほしい分野：回答企業数 45 社】



要望事項（重点要望）

- ・ 以下の重要分野への防災・減災投資に対し、事業規模を限定しない「民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）」の創設
- ・ 自家用発電設備、燃料備蓄設備、衛星通信等の非常用設備の設置
- ・ 旧耐震基準・情報通信施設等の建物の耐震診断・耐震化（建物の耐震化の代替措置として、免振・制震化、建替・移転等が行われる場合を含む）
 ※旧耐震基準の建築物の耐震改修の優先度は高いため、南海トラフ地震の想定震度が政府のハザードマップ上、震度6弱以上の地域において民間企業の旧耐震基準（震度5強程度が前提）の建築物の耐震改修の促進が図られるよう、手厚い税制優遇措置の導入を求める。
- ・ 敷地・建物内の電気・ガス・水道等のインフラ設備の耐震化・水害対策
- ・ 情報通信設備（データサーバー等を含む）の耐震化・水害対策（移転・分散化、クラウド化等を含む）
- ・ 上記「民間企業の自主的防災・減災投資促進税制（仮称）」が創設されない場合においても、民間企業に自主的な防災・減災対策を促す観点から、本年度に期限を迎える中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

イ 防災対策の促進に向けた初期投資への支援を拡充すべき

現在、企業等が行う耐震改修等に対し固定資産税の軽減などが措置されており、防災対策の促進に一定の効果が期待される。しかしながら、中小企業をはじめ多くの企業にとって、初期投資の負担は極めて重く、資金調達や採算性といった投資以前の段階で断念せざるを得ないケースも少なくない。こうした現状を踏まえ、既存の措置に加え、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）

- ・ 初期投資の直接的な負担軽減策としての、耐震補強や防災設備導入に係る工事費・設備費等に対する手厚い補助
- ・ 申請手続の可能な限りの簡素化

ウ 民間企業の敷地を対象とした液状化対策に係る予算・税制優遇を措置すべき

現状の宅地液状化対策は、住宅密集地や住民の安全確保を中心に策が講じられているが、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震への備えとして地域全体の防災力を高めるためには、企業が有する敷地への液状化対策も不可欠である。とりわけ、企業の敷地における液状化被害は、事業活動の停止や物流・ライフライン機能の喪失のみならず、地域住民の雇用や生活に

も重大な影響を及ぼすおそれがある。また、災害時には企業の施設が一時避難所や物資供給拠点として活用されるケースもある。これらの機能維持の観点からも、企業の敷地の安定性確保は重要であることから、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
・ 公共施設等に加えて、液状化リスクの高い地域にある、民間企業の敷地を対象とした液状化対策に係る予算および税制優遇の措置

エ 防災対応力強化に向けてデジタル技術導入の支援対象を拡大すべき

I o Tセンサーやドローンをはじめとするデジタル技術の導入支援については、中小企業を対象とする「省力化投資補助金」等が講じられ、業務効率化や人手不足解消に一定の効果が期待されている。一方で、こうしたデジタル技術は、災害時における情報収集や被害把握などの観点からも極めて有効であり、防災・減災に資する先端技術として、企業規模にかかわらず広く普及を促進すべきである。特に、広域災害に備えた地域レジリエンスの強化においては、大企業・中堅企業も含め、あらゆる主体が平時からこうした技術を活用した備えを講じる必要がある。しかしながら大企業であっても、必ずしも導入が進んでいるとは言えないため、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
・ 防災目的でのデジタル技術導入について企業規模を問わず支援する予算・税制優遇の措置の拡充・創設

オ 被災時に従業員の雇用が守られるよう被災企業を支援すべき

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に「休業」および「教育訓練」、または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度として雇用調整助成金がある。特に、令和6年能登半島地震のような大きな災害においては特例措置がとられ、休業手当、賃金等について中小企業においては4/5、大企業においては2/3が最大1年間にわたり助成される。しかし、設備が被害を受けるなどした企業の損失については、災害損失欠損金の繰戻し還付等はあるものの、欠損金が生じなくとも大幅な減益等に対する支援も必要である。

要望事項（重点要望）
・ 大規模な災害に被災した企業が減益となった場合の法人税の減免

② 地域（インフラ含む）の防災・減災機能向上に資する支援

ア 民間企業の施設を活用した一時避難所整備にかかる予算・税制優遇を措置すべき

既述のとおり、企業には、自らの事業活動を維持し、または被害から早期に再開・回復することに加え、地域の防災力向上に積極的に貢献する共助の役割を果たすことが求められている。

こうした課題認識の下、自社保有施設を一時避難所として地域住民に提供する企業の取り組みは、公的避難所の機能を補完し、災害時の迅速な避難・安全な滞在を確保するうえで極めて有効な施策であり、地域防災力の向上に資するものである。しかしながら、こうした施設が一時避難所として十分な機能を果たすためには、食料・飲料水・簡易トイレなどの備蓄品に加え、停電時にも対応可能な発電機、通信確保のための衛星通信機器、空調設備などの防災機器の整備が必要であり、多大な初期投資が必要となる。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設または協定避難施設となったものについては避難の用に供する部分および避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等）にかかる固定資産税の課税標準を減免する制度（以下、「津波避難施設に係る特例措置」という。）（2024年度適用額102億円）があるが、津波以外の災害にかかる一時避難所、また、上記備蓄品や防災機器についてはカバーされていない。また、都道府県が指定した津波災害警戒区域外にあって、近隣自治体からの要請で一次避難所となった場合においても、津波避難施設にかかる特例措置は適用されない。

したがって、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）
・ 災害の種別を問わず、自治体と協定を締結するなどして一時避難所としての機能を担う民間保有施設に対する、防災備蓄品および防災設備（発電機、通信機器、空調設備等）の整備に係る予算措置および税制優遇措置

イ 災害時対応の重要インフラへの防災・減災投資に対する税制優遇を措置すべき

令和6年能登半島地震や令和8年熊本地震により生じた被害、南海トラフ地震の被害想定の公表などから、重要インフラ施設の耐震化・免震化等、防災・減災対策の必要性が再認識されたため、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）

- ・ 国土強靱化基本計画（2023年7月28日閣議決定）の基本方針に掲げた「防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」に関する各施策についての着実な実施
- ・ 本年度に期限を迎える鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置および鉄道の耐震対策の促進に係る特例措置の延長（2024年度適用額30億円）
- ・ 医療機関、通信基地局、電力・ガス・油槽所・水道等のインフラ施設など、災害時対応の重要インフラへの防災・減災投資に対する、税制優遇措置や予算措置を含めた一層の支援

ウ 豪雨等による浸水被害対策を促す税制優遇を措置すべき

近年甚大な水害が毎年のように全国各地で発生しており、気候変動によるさらなる降雨量の増大や、水害の頻発化・激甚化が懸念される。特に地方公共団体等の取り組みのみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域および浸水被害対策区域においては、流域の関係者として企業にも協力を促す必要があるため、以下のとおり要望する。

要望事項（重点要望）

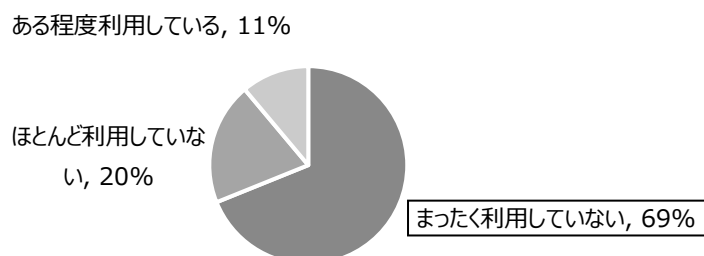
- ・ 本年度に期限を迎える浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（2024年度適用額微額）の延長

③ 支援制度の分かりやすい情報提供

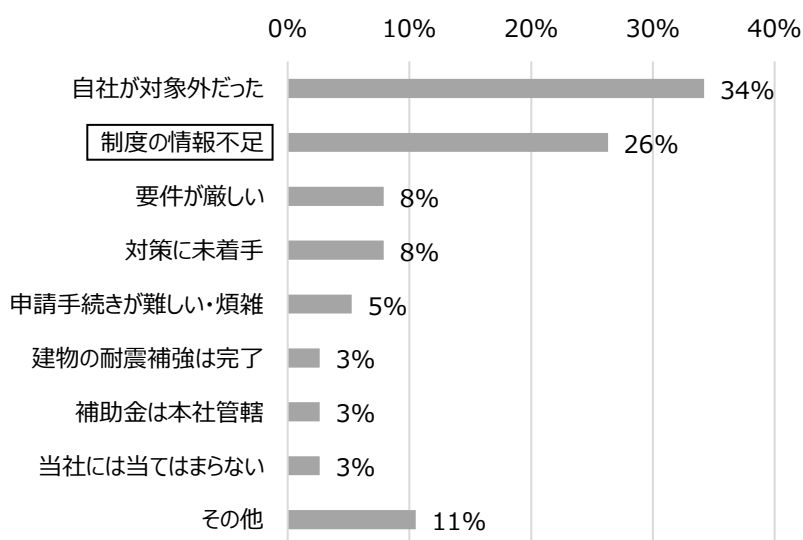
会員企業へのアンケート調査では、89%の企業が防災・減災に対する税制優遇・補助金等の支援策を活用していないと回答しており、その理由として、「自社が対象外だった」を除くと、「制度の情報不足」が多数を占めた（図5-2，5-3）。

これを踏まえ、以下のとおり要望する。

【図 5 - 2 防災・減災に対する税制優遇・補助金等の活用状況：回答企業数45社】



【図 5 - 3 防災・減災に対する税制優遇・補助金等の活用していない理由：回答企業数 45 社】



要望事項（重点要望）

- ・ 2026 年 11 月予定の防災庁の設立にあわせた、防災関連税制・補助金に関する情報を一元化した分かりやすい発信

（２）サイバーセキュリティ対策を実施する企業に対する支援を行うべき

近年、企業を狙ったサイバー攻撃は高度化・巧妙化している。特にランサムウェア（身代金要求型ウイルス）により長期にわたり企業活動が阻害され、国民生活に影響を及ぼした被害も複数発生している。警視庁によると 2025 年度におけるランサムウェアの被害報告件数は 226 件であり、依然として高水準で推移している。

企業においてはサイバーセキュリティ対策を行うことは企業活動の継続を確保するため、また、顧客情報や機密情報の漏洩を防ぐために重要である。しかし、継続的な投資が必要であることや専門人材の不足などから、十分な対策がとられているとは言い難い。サプライチェーンの中でセキュリティが脆弱な会社が攻撃を受け、サプライチェーン全体に影響が波及することもあるため、サプライチェーン全体としてセキュリティレベルの底上げが必要である。中小企業に対してはデジタル化・AI導入補助金（セキュリティ対策推進枠）等の制度が措置されているが、サプライチェーン全体のセキュリティレベルを向上させるという観点から、以下のとおり要望する。

要望事項
・ 企業の規模を問わない、セキュリティ機器の導入、サービスの利用に対する補助、税制両面からの支援